

令和 6 年度(2024 年度)

志免町子どもの権利救済活動報告書



志免町子どもの権利救済委員

志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)

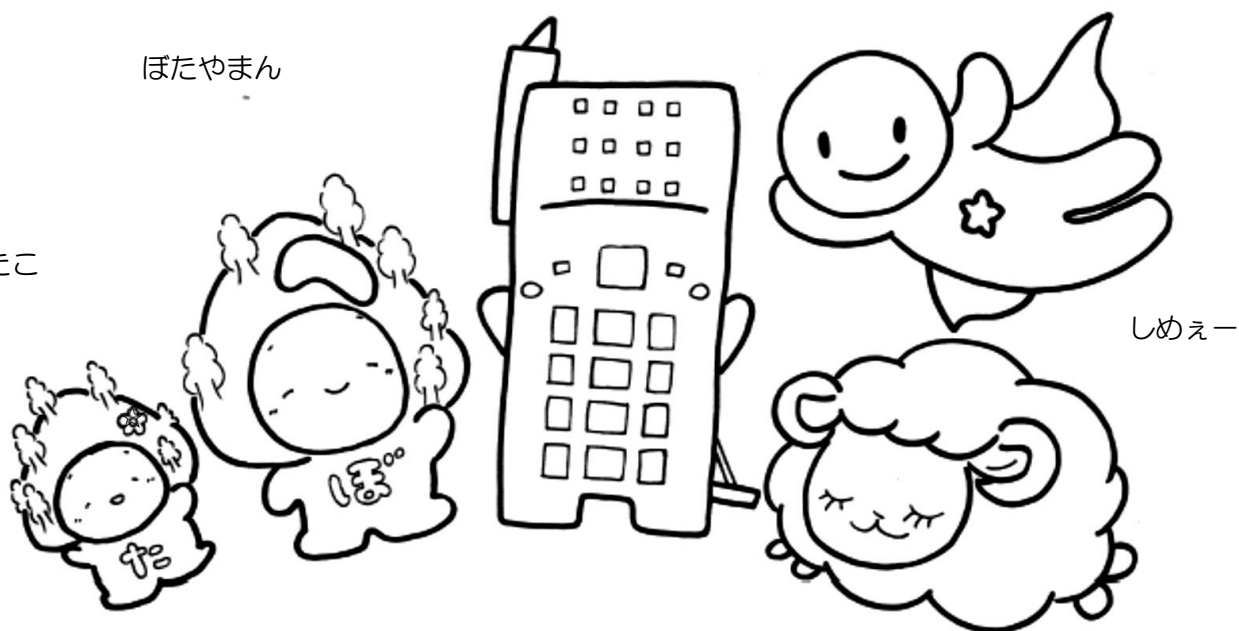


たてのすけ

子どものみかたマン

ぼたやまん

ぼたこ



【★表紙の絵は、志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)のキャラクターです。】

ごあいさつ

「志免町子どもの権利条例」は平成 18 年 12 月 20 日に公布され、平成 19 年 4 月 1 日に施行されました。同様の条例としては九州で初めてのものであり、全国的に見ても 10 番目でした。施行と同時に、子どもの権利を守る制度として「子どもの権利救済委員」が 3 名、任命されました。さらに、同年中には子どもの相談窓口として「子どもの権利相談室」(通称 “SK²S” 「スキッズ」) が設置され、この相談室にいる「子どもの権利相談員」が、子どもや保護者からの相談を受け付けることになりました。

このような制度発足から数えて、令和 6 年度は 18 年目となりました。

この報告書では、まず、志免町における子どもの権利を救済する制度の概要や経緯を説明し、続けて、主に令和 6 年度の「子どもの権利相談室」の活動記録や、志免町内の中学生を対象とした子どもの権利に関するアンケート調査の結果などを報告しています。これらはすなわち、1 年間、この相談室を運営し、子どもや保護者の声に耳を傾けてくれた相談員と、救済委員の活動の記録でもあります。

志免町に関わる多くの方にご一読を賜り、志免町の子どもたちが安心して、安全に生活するために必要なことを考える、契機としていただきたいと思います。そのことが、「志免町子どもの権利条例」の目的である、「子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ること」につながると思います。

令和 7 年 3 月

志免町子どもの権利代表救済委員

圓入智仁

目次

I	相談及び救済体制	1
1	志免町子どもの権利救済委員設置の経緯	1
2	志免町子どもの権利相談室の救済活動	2
3	志免町子どもの権利救済委員制度の概要（令和6年度）	3
4	志免町子どもの権利相談室 年表	4
5	令和6年度（2024年度）の活動概要	11
II	活動報告	13
1	子どもの権利相談室の相談活動	13
2	出張スキップ（志免中央小学校・志免南小学校・志免東小学校・志免西小学校）	21
3	出張スキップでの手紙による子どもたちの参加や相談について	25
4	広報活動	26
5	中学生に対する「子どもの権利」に関するアンケート	31
	志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述	38
6	研修	48
III	活動を振り返って	49
	「管理をしたがる大人」	49
	「独立性をどう守るか」－危機に際して気づくその重要性－	53
	「私たちのこと～子どもの権利救済機関について」	55
IV	資料	57
	スキップ便り	57

I 相談及び救済体制

1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯

平成 19 年度に、志免町子どもの権利条例が施行されました。この条例は、平成 13 年度から検討をはじめ、実に約 5 年半の月日をかけて策定されたものです。平成 16 年度には志免町子どもの権利条例制定委員会が発足し、そこで条例の中身が審議されました。抽象的な表現が多い条文のなかで、唯一具体的な施策を規定し、委員の全員の賛成をもって盛り込まれたのが、子どもの権利救済委員に関する条文です。条例の第 2 章では、子どものもつ様々な権利を挙げています。その中でも、第 7 条が規定する、安心して生きる権利については特に制定委員の関心が高く、最も重要であるという意向が強く示されました。その権利を保障するための制度として、救済制度は必要であり、規則や要綱ではなく、条例で定めるべきと判断されたのです。

救済委員には大きく 3 つの特徴があります。1 つ目は、救済委員が調査、調整、勧告、是正要請を行うことができる点です。相談者は相談をするだけでなく、必要とあれば申立てができ、救済委員はその内容を審議した後、調査や調整を行います。場合によっては権利侵害を行った側に勧告や是正要請を行い、改善がなされたかの措置報告を求めることができます。相談者からすれば、相談から救済までの動きがひとつの機関で対応できるので、大きな安心感が得られます。実際には、一方的に勧告や是正要請をして、相手側と子どもとを対立させてしまっただけでは、子どもにとって最善の方法とはいえなくなります。そのため、権利侵害を行った側とされた側が、どのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、話し合い、回復に向けた人間関係の調整を行うことが救済委員の大きな役割となります。この点においても、勧告や是正要請の権限があることに、大きな意義があります。

2 つ目は、18 歳未満の子どもをすべて対象としている点です。大人だけでなく、子ども自身が直接相談や申立てをすることができ、自分の意見を十分に伝えることができない低年齢児については、保護者などが代弁することができます。町にある既存の相談窓口は、就学前、学齢期などの担当が分かれており、1 つの部署で完結できていません。また、町内に高等学校がなく、中学卒業後の子どもがどこに相談すればよいのか、分かりづらくなっています。そこで、18 歳未満のすべての子どもを 1 つの機関で対象とすることで、相談者にとって分かりやすく、利用しやすいという利点があります。

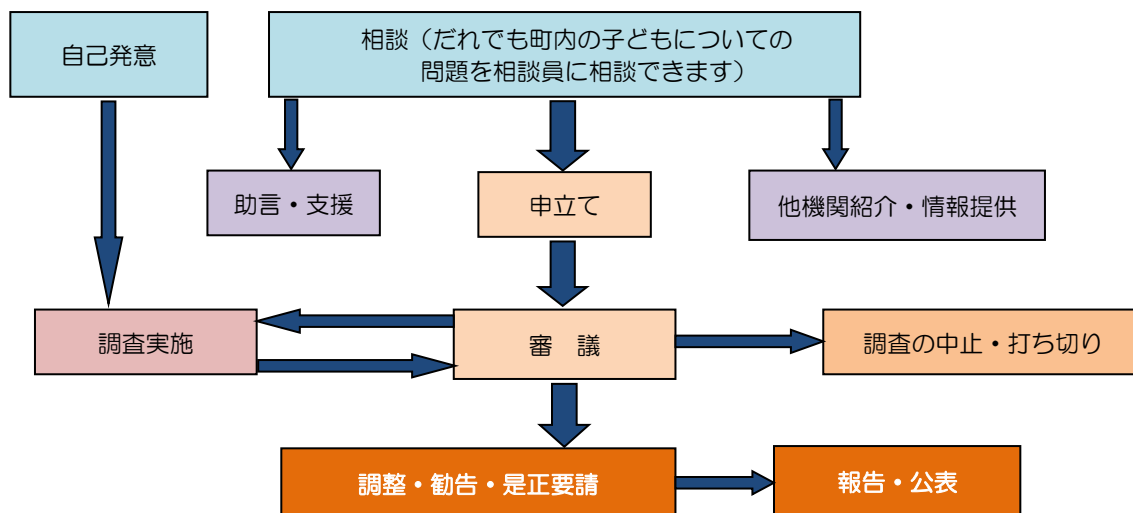
3 つ目は、救済委員が独立した公的な第三者機関である点です。救済委員が町や保育所・学校などの子ども施設、地域の団体などのどこにも属さないため、子どもも大人も安心して相談し、救済を求めることができます。

以上の 3 点から、子どもの権利救済委員は、既存の相談窓口とは異なる特徴をもつ、子どもの最善の利益を考慮した画期的な機関といえます。このようなことから、条例にぜひ盛り込むべきとされ、設置することとなりました。

2 志免町子どもの権利相談室の救済活動

【スキップ（志免町子どもの権利相談室）のしくみと活動】

スキップ（志免町子どもの権利相談室）のしくみと活動



救済活動とは・・・

誰でも町内の子どもについての問題を、スキップ（志免町子どもの権利相談室）に相談できます。スキップ（相談室）では相談員が話を聞いて「助言・支援」をするとともに、相談の内容に、より効果的に対応できる専門の機関を教える「他機関紹介・情報提供」を行います。さらにいじめや体罰など、相談するだけでは解決できないことを「解決のため手伝って欲しい」という「申立て」を受けたときは、救済委員が「調査」、「調整」などを行います。

「申立て」があると、申立て内容について話し合い（「審議」）、必要に応じ「調査」を行います。それをもとに、申立人の代わりに権利侵害を行った側と話（「調整」）をし、相手側の関係者、関係機関（例えば学校の先生、役場の人たち、家の人たち）に「こうしたほうがよい」や「こうして下さい」と伝え、問題解決に向け努力してもらうよう「勧告」や「是正要請」をおこないます。そして、「勧告」や「是正要請」を受けた人や機関には、「こうしました」ということを、できる限り報告してもらいます。適切な対応がとられない場合などには、プライバシーを侵害しない範囲内で、内容を公表することがあります。

もちろん、「調整」、「勧告」、「是正要請」をする前には申立人の意見を聴き、救済活動を行った後も、活動状況や結果などをお知らせします。

3 志免町子どもの権利救済委員制度の概要（令和 6 年度）

●子どもの権利救済委員

令和 4 年 3 月町議会で救済委員の人事案件可決。任期：令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

子どもの権利代表救済委員	圓入 智仁	中村学園大学教授
子どもの権利救済委員	調 優子	特定非営利活動法人 九州大学こころと そだちの相談室 臨床心理士
子どもの権利救済委員	柳 優香	六本松中央法律事務所 弁護士・社会福祉士

●子どもの権利相談員

救済委員の補助をする相談員

倉谷 幸子	令和元年 7 月～
持丸 綾花	令和 4 年 4 月～
友綱 裕子	令和 5 年 9 月～

●子どもの権利相談室

志免町大字志免 451-1

志免町総合福祉施設シーメイト内

●開室日時

火・木曜日：13 時～19 時 土曜日：10 時～17 時

●広報活動及び出張相談

水曜日：10 時～17 時

●相談体制

相談員 3 名のうち、原則として 2 名のローテーション勤務

相談員は相談の電話や来室での相談を受け、内容を救済委員に報告

救済委員は月 1 回相談室に来室

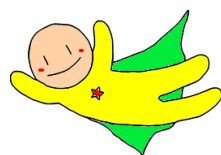
毎月 1 回、子どもの権利救済委員会議を開催

●事務局

志免町子育て支援課

4 志免町子どもの権利相談室 年表

2007年度 (平成十九年度)	4月 7月 10月 11月	志免町子どもの権利条例 施行 志免町子どもの権利救済委員 任命 志免町子どもの権利相談室 開設 (坂瀬共同利用施設内 子どもの居場所「リリーフ」と併設) 全国自治体シンポジウム参加(愛知県高浜市) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安部救済委員) 志免町子どもの権利フェスタ '07 参加 救済活動:自己発意による調査・調整 1件
2008年度 (平成二十年度)	6月 9月 10月 11月 12月 2月 3月	志免町子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム参加(東京都世田谷区) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安部救済委員) 子どもの権利フェスタ '08 参加 志免町児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(安原救済委員) 人権教育学習講演(安部救済委員) シーメイトに相談室が移転 愛称を公募・スキップに決定 相談目的でなくても来室可能とする 救済活動:0件
2009年度 (平成二十一年度)	5月 6月 7月 9月 12月 1月	シーメイトこどもまつりに参加 子どもの権利委員会に出席・報告(調救済委員) スキップだより1号配布 全国自治体シンポジウム参加(北海道札幌市) 中学生アンケート実施 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員) スキップだより2号配布 人権教育学習講演(安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(調救済委員) 救済活動:救済申立て 7件
2010年度 (平成二十二年度)	5月 7月 9月 10月 11月 12月 1月 2月	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座&座談会開催(安部救済委員) スキップ便り3号配布 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(石川県白山市) スキップ便り4号配布 ミニ講座&座談会開催(調救済委員) 人権教育学習講演(安原救済委員) 子どもの権利フェスタ 2010 参加 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(安部救済委員) 救済活動:自己発意による調整 1件



2011年度 (平成二十三年度)	5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催（安原救済委員） スキップだより 5号配布 子どもの権利委員会に出席・報告（安部救済委員） 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免南小学校） 町内小中学校訪問（安原救済委員・調救済委員・相談員） 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加（大阪府泉南市） 子どもの権利フェスタ 2011 参加 スキップだより 6号配布 人権教育学習講演（中学校 1 年生対象・安原救済委員） 救済活動:0 件
2012年度 (平成二十四年度)	5月 6月 7月 8月 9月 11月 12月	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催（安部救済委員） スキップだより 7号配布 町内小学校訪問（調救済委員・相談員） 夏休み地域子ども教室での啓発活動 （志免東・志免中央・志免南・志免西小学校） 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加（東京都目黒区） 子どもの権利委員会に出席・報告（調救済委員・相談員） 子どもの権利フェスタ 2012 参加 スキップだより 8号配布 市民フォーラムに報告者として参加（事務局・相談員） 人権教育学習講演（中学校 1 年生対象・安部救済委員） 救済活動:依頼に基づく調整 1 件
2013年度 (平成二十五年)	5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 3月	シーメイトこどもまつりに参加 スキップだより 9号配布 夏休み地域子ども教室での啓発活動 （志免東・志免中央・志免南・志免西小学校） 中学生アンケート実施 町内会議で報告書とパンフレット配布 町内学校訪問（調救済委員・相談員） 全国自治体シンポジウム参加（長野県松本市）調救済委員・事務局 志免西小学校出張スキップ開始（月 1 回） 子どもの権利フェスタ 2013 参加 市民フォーラムに報告者として参加（調救済委員） スキップだより 10号配布（小中学校・町内回覧） 人権教育学習講演（中学校 1 年生対象・安原救済委員） 志免町虐待等防止ネットワーク会議での講演（安部救済員） フォーラム第4分科会会議参加（調救済委員・事務局・相談員） 救済活動:救済申立て 1 件



2014年度 (平成二十六年)	4月 志免西小学校出張スキップ (月 1 回) 5月 シーメイトこどもまつりに参加 町内学校訪問 (調救済委員・相談員)【5月～6月】 7月 スキップだより 11 号配布 (小中学校・町内回覧) 市民フォーラム交流会参加 (安原救済委員・事務局・相談員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免中央・西・南小学校) 【7月～8月】 9月 子どもの権利委員会に出席・報告 (安原救済委員・調救済委員) 中学生アンケート実施 ふくおか子どもの権利研究会設立準備会に参加 (事務局・相談員) 筑前町による視察 (事務局・相談室) 10月 全国自治体シンポジウム(青森市)参加 (事務局) 武蔵野市による視察 (事務局・相談室) 11月 那珂川町による視察 (事務局・相談室) 子どもの権利フェスタ 2014 参加 12月 福岡県知事のスキップ来室 (ふるさと訪問として) 市民フォーラムに報告者として参加 (調救済委員・相談員) 1月 人権教育学習講演 (中学校 1 年生対象・安原救済委員) 2月 スキップだより 12 号配布 (小中学校・町内回覧) 3月 毎日新聞取材 (事務局・相談員) 福岡県人権教育研修会に報告者として参加 (調救済委員・事務局) 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)	救済活動:相談に基づく関係機関との連携 1 件
2015年度 (平成二十七年)	5月 シーメイトこどもまつりに参加 志免西小学校出張スキップ (月 1 回) 新潟県阿賀野市視察 (事務局対応) 6月 福岡市議員視察 (事務局対応) 町内学校訪問 (調救済委員・相談員)【6月～7月】 7月 スキップだより 13 号配布 (小中学校・町内回覧) 夏休み地域子ども教室での啓発活動【7月～8月】 9月 子どもの権利委員会に出席・報告 (安部救済委員) 中学生アンケート実施 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局) 10月 全国自治体シンポジウム 2015 西東京に参加 (安原・調救済委員・事務局・相談員) 11月 子どもの権利フェスタ 2015 参加 12月 人権教育学習講演 (中学校 1 年生対象・安原救済委員) ユニセフ協会視察 (事務局対応) 市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」参加 (事務局) スキップだより 14 号配布 (小中学校・町内回覧) 1月 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)	救済活動:相談に基づく関係機関との連携 1 件

2016年度（平成二十八年 度）	5月 シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ（月 1 回） 7月 スキップだより 15 号配布（小中学校・町内回覧） 子どもの権利委員会に出席・報告（安原救済委員） 審議会等委員の会セミナーメイト視察（事務局対応） 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 （志免中央・志免西・志免南・志免東小学校） 9月 「志免町子どもの権利条例」研修会（相談員） 中学生アンケート実施 シーメイト消防訓練参加（相談員） 10月 全国自治体シンポジウム 2016（宝塚市）に参加 （圓入救済委員・事務局・相談員） 11月 子どもの権利フェスタ 2016 参加 人権教育学習講演 （志免東・志免中学校 1 年生対象・安原・圓入救済委員）【11 月～12 月】 12月 スキップだより 16 号配布（小中学校・町内回覧） 3月 シーメイト消防訓練参加（相談員）	救済活動:0 件
2017年度（平成二十九 年度）	5月 シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ（月 1 回） 全国子ども福祉センターシンポジウム（安原・調救済委員） 7月 スキップだより 17 号配布（小中学校・町内回覧） 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免中央小・志免西小学校） 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免南・志免東小学校） 福岡市町村等児童相談関係職員研修（12 月 8 日までの計 5 回） 子どもの権利委員会（調・圓入救済委員） 中学生アンケート実施 9月 全国自治体シンポジウム 2017（越前市）に参加 （安原救済委員・圓入救済委員・事務局） シーメイト消防訓練参加（相談員） 11月 町内保育園・幼稚園職員向け子どもの権利条例の啓発（事務局） 志免町文化祭（相談員・事務局） 町内学校訪問（安原・調・圓入救済委員） 12月 志免町子どもの権利フェスタ 2017 参加（相談員・事務局） 「志免町人権のつどい」にて子どもの権利条例の啓発（事務局） スキップだより 18 号配布（全小中学校・町内回覧）	救済活動:自己発意による調整 1件

2018年度 (平成三十年度)	4月 福岡市町村等児童相談関係職員研修 校長会出席(圓入救済委員) 5月 町内学校訪問(安原救済委員・圓入救済委員) シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ(月1回) 7月 スキップだより19号配布(全小・中学校・町内回覧) 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免西・志免中央・志免南小学校) 9月 中学生アンケート実施 シーメイト消防訓練参加(相談員) 11月 志免町文化祭(相談員・事務局) 子どもの権利フェスタ2018参加(相談員・事務局) 町内学校訪問(安原救済委員・調救済委員) 1月 スキップだより20号配布(小中学校・町内回覧) 2月 全国自治体シンポジウム2017(宗像市)に参加(圓入救済委員・調救済委員・事務局) 志免町幼稚園・保育園にクリアファイル・リーフレット・しおり配布(相談員) 3月 平成31年度出張スキップ概要説明に訪問(志免中央、志免南小)(相談員) 救済活動:相談に基づく支援 2件
2019年度 (令和元年度)	4月 新規採用職員向け子どもの権利条例研修(事務局による講話) 校長会出席(圓入救済委員) 5月 シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ(全8回)志免中央小出張スキップ(全3回) スキップ便り21号、しおり配布(全小・中学校・町内回覧) 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免西小・志免東小学校)(志免中央小・志免南小学校) 子どもの権利委員会(圓入救済委員・柳救済委員) 9月 中学生アンケート・パンフレット配布 シーメイト消防訓練参加(相談員) 中学生アンケート回収(志免中・志免東中学校) 要保護児童相談関係職員研修受講(相談員)(12月13日までの計5回) 報告書配布(町内小中学校5校) 10月 志免南小学校出張スキップ(全2回) 11月 町内会会長会議において子どもの権利かるた大会報告(事務局) 1月 スキップだより22号配布(全小中学校、町内回覧) 情報セキュリティ研修会(相談員受講) 町内学校訪問(圓入救済委員・柳救済委員) 2月 クリアファイル・リーフレット配布(全志免町中学校卒業生分) 3月 小学校入学児童にクリアファイルとパンフレットを配布(令和2年度分) 救済活動:相談に基づく支援 1件



2020年度 (令和2年度)	6月 7月 8月 9月 11月 12月 3月	新型コロナウイルス感染防止のための役場との会議 志免西小学校出張スキップ打ち合わせ 校長会出席(圓入救済委員) 志免中央小学校(コロナウイルス対応)出張スキップの打ち合わせ 志免中央小学校出張スキップ(全3回) 那珂川市から視察のため来室 スキップ便り23号、しおり配布(全小中学校) スキップ便り配布(町内回覧) 志免南小学校出張スキップ(全3回) 中学校アンケート・パンフレット・報告書配布・回収 志免西小学校出張スキップ(全5回) 志免町子育て支援課による傾聴及び児童福祉に関する研修 報告書配布(町内小学校4校) 子ども虐待対応セミナー研修への参加 福岡大学メディカルホール(講師 友田明美) 志免町内各中学校にスキップ紹介のお知らせ配布 スキップ便り24号配布(全小中学校 町内回覧) 3月 学校教育課へのヒアリング クリアファイル・リーフレットを配布(全志免町立中学校卒業生分・小学生新入生分) 救済活動:相談に基づく支援 2件 学校教育課へのヒアリング 1件
2021年度 (令和3年度)	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 2月 3月	相談員への研修(子育て支援課事務局・調済委員) 学校教育課とのヒアリング 相談員への研修(圓入救済委員) 相談員への研修(柳救済委員) 志免西小学校 出張スキップ打ち合わせ 7月 志免西小学校出張スキップ(全4回) 志免中央小学校出張スキップ(全4回) 志免南小学校出張スキップ(全3回) 8月 スキップ便り25号、しおり配布(全小中学校) 学校教育課とのヒアリング 9月 スキップ便り25号配布(町内回覧) 中学生アンケート配布(全中学校) 10月 子どもの権利相談室報告書配布(全小中学校) 11月 子どもの権利委員より圓入救済委員へのヒアリング 12月 圓入救済委員・調済委員中央小学校訪問 2月 スキップ便り26号配布(全小中学校) 3月 クリアファイル・リーフレットを配布(全志免町立中学校卒業生分・小学生新入生分) 救済活動:手紙相談に基づく支援 1件 学校教育課へのヒアリング 2件



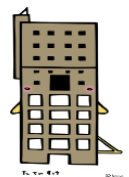
2022年度 (令和4年度)	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 1月 2月 3月	相談員への研修（子育て支援課事務局・調済済委員・圓入救済委員） 志免西小・東小・南小学校訪問（圓入救済委員・調済済委員） 志免東中・中央小学校訪問（圓入救済委員・調済済委員・柳救済委員） 志免中学校訪問（圓入救済委員） 相談員への研修（柳救済委員） 志免中央小学校出張スキップ（全4回） 中学生アンケート配布（志免東中学校） 志免西小学校出張スキップ（全4回） スキップ便り27号・パンフレット・しおり配布（全小中学校） 志免南小学校出張スキップ（全3回） 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免西小・志免東小学校）（志免中央小・志免南小学校） 中学生アンケート配布（志免中学校） スキップ便り27号配布（町内回覧） 子どもの権利委員会（圓入救済委員・調済済委員・柳救済委員） 子どもの権利相談室報告書配布（全小学校） 志免東小学校出張スキップ（全3回） スキップ便り28号配布（全小中学校） 子どもの権利相談室報告書配布（全中学校） 志免中・志免東中学校講演会（圓入救済委員・柳救済委員） スキップ便り28号配布（町内回覧） クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立中学校卒業生分） クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立小学校新入生分） 救済活動：手紙相談に基づく支援 4件
2023年度 (令和5年度)	4月 5月 6月 7月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	志免西小・東小・中央小学校訪問（調済済委員・柳救済委員） 志免南小・志免東中・志免中学校訪問（圓入救済委員・柳救済委員） 中学生アンケート配布（志免東中学校） 志免西小学校出張スキップ（全4回） スキップ便り29号・パンフレット・しおり配布（志免西・南・中央小学校） 志免東中学校講演会（3年生）（圓入救済委員） 志免南小学校出張スキップ（全3回） 志免東中学校講演会（1年生）（圓入救済委員） 志免中央小学校出張スキップ（全4回） スキップ便り29号・パンフレット・しおり配布（志免東小学校・全中学校） 子育て支援課事務局による相談員への研修 学校教育課とのヒアリング 中学生アンケート配布（志免中学校） スキップ便り29号配布（町内回覧） 子どもの権利相談室報告書配布（志免西・中央・東小学校） 志免東小学校出張スキップ（全3回） 子どもの権利相談室報告書配布（志免南小学校・全中学校） スキップ便り30号配布（志免東中学校） 志免中学校講演会（2年生）（柳救済委員） スキップ便り30号配布（全小学校・志免中学校） スキップ便り30号配布（町内回覧） 柳救済委員による相談員への研修 クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立中学校卒業生分） 圓入救済委員による相談員への研修 クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立小学校新入生分） 救済活動：手紙相談に基づく支援 4件 中学生アンケート相談に基づく支援 2件 学校教育課へのヒアリング 1件



5 令和6年度（2024年度）の活動概要

月	日	活 動 内 容
4	19 26 30	志免西・中央小・志免中学校訪問（調救済委員・柳救済委員） 志免南・東小・志免東中学校訪問（圓入救済委員・柳救済委員） 第1回救済委員会議
5	10 28	志免東中学校にアンケート用紙を配布～19日回収 第2回救済委員会議
6	5 5 12 14 19 25 26 26	志免東小学校 第1回出張スキズ（3・4年生） スキズ便り31号・パンフレット・しおり配布（志免東小学校・志免東中学校） スキズ便り31号・パンフレット・しおり配布（志免中央小学校） 志免東中学校講演会（1年生）（圓入救済委員） スキズ便り31号・パンフレット・しおり配布（志免南・志免西小学校） 第3回救済委員会議 志免中央小学校 第1回出張スキズ（3・4年生） スキズ便り31号・パンフレット・しおり配布（志免中学校）
7	3 17 23 30	志免西小学校 第1回出張スキズ（3・5年生） 志免西小学校 臨時出張スキズ スキズ便り31号配布（町内回覧） 第4回救済委員会議
8	7 21 21 27	夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免中央・西小学校） 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免東・南小学校） 志免中学校にアンケート用紙を配布～9月18日回収 第5回救済委員会議
9	4 17 18	志免南小学校 第1回出張スキズ（5・6年生） 第6回救済委員会議 志免東小学校 第2回出張スキズ（1・2年生）
10	2 8 22 22 22 30 30	志免西小学校 第2回出張スキズ（2・4年生） スキズ便り32号配布（志免東中学校） 子どもの権利委員会、相談室視察（圓入救済委員） 学校教育課とのヒアリング（圓入救済委員・調救済委員） 第7回救済委員会議 全小中学校 報告書配布 志免南小学校 第2回出張スキズ（3・4年生）

11	3	文化祭 権利条例冊子・パンフレット・しおり・スキップお手紙セット配布
	6	志免南小学校 第3回出張スキップ（1・2年生）
	13	志免中央小学校 第2回出張スキップ（2・5・6年生）
	14	マニフェスト大賞受賞研修会にて事例発表（調済委員）
	15	マニフェスト大賞授賞式（圓入済委員・調済委員）
	19	第8回済委員会議
	19	NHK 情報番組「ロクいち！福岡」で、子どもの権利相談室の取り組みの紹介
	21	志免中学校講演会（2年生）（柳済委員）
12	4	志免東小学校 第3回出張スキップ（5・6年生）
	4	スキップ便り32号配布（全小学校・志免中学校）
	10	第9回済委員会議
1	7	第10回済委員会議
	15	志免西小学校 第3回出張スキップ（6年生）
	27	スキップ便り32号配布（町内回覧）
	29	志免中央小学校 第3回出張スキップ（1年生）
2	12	志免西小学校 第4回出張スキップ（1年生）
	12	クリアファイル・リーフレット・挨拶状・しおり配布（全志免町立中学校卒業生分）
	20	第11回済委員会議
	23	全国自治体シンポジウム（22～24日・愛知県名古屋市）参加（調済委員・柳済委員・事務局）・分科会で志免町の活動を発表（柳済委員）
	26	志免中央小学校 第4回出張スキップ（5・6年生）
	26	クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立小学校新入生分）
3	18	第12回済委員会議



相談に基づく支援 3件

自己発意による調査 1件

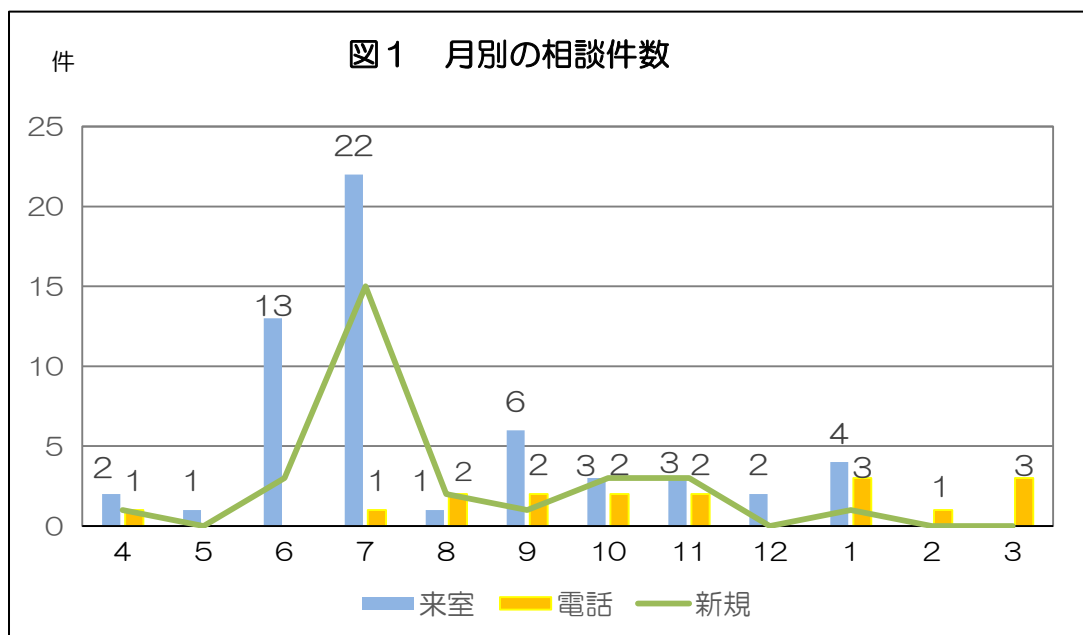
中学生アンケート相談に基づく支援 1件

学校教育課へのヒアリング 1件

Ⅱ 活動報告

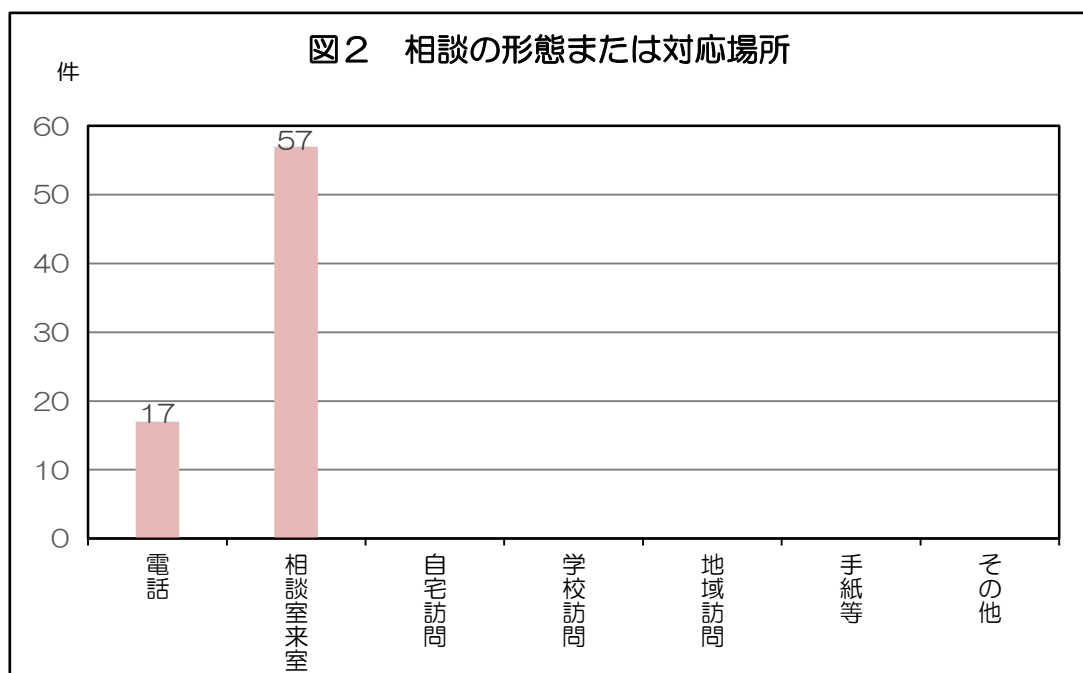
1 子どもの権利相談室の相談活動

令和6年4月1日より令和7年3月31日までに、「志免町子どもの権利相談室（スキップ）」で対応した相談はのべ74件でした。そのうち、新規の相談は30件、継続の相談は44件でした。月別の相談件数は、図1の通りでした。

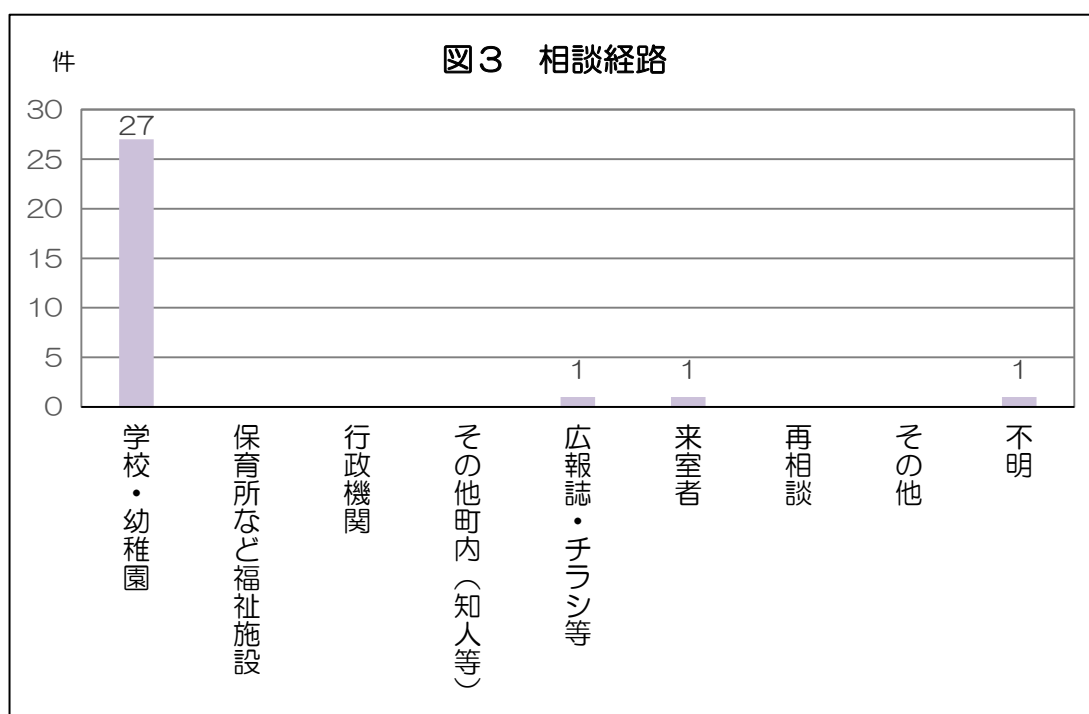


相談の形態または対応場所については、図2の通り、「来室」による面談が74件中57件、「電話」による相談が17件でした。

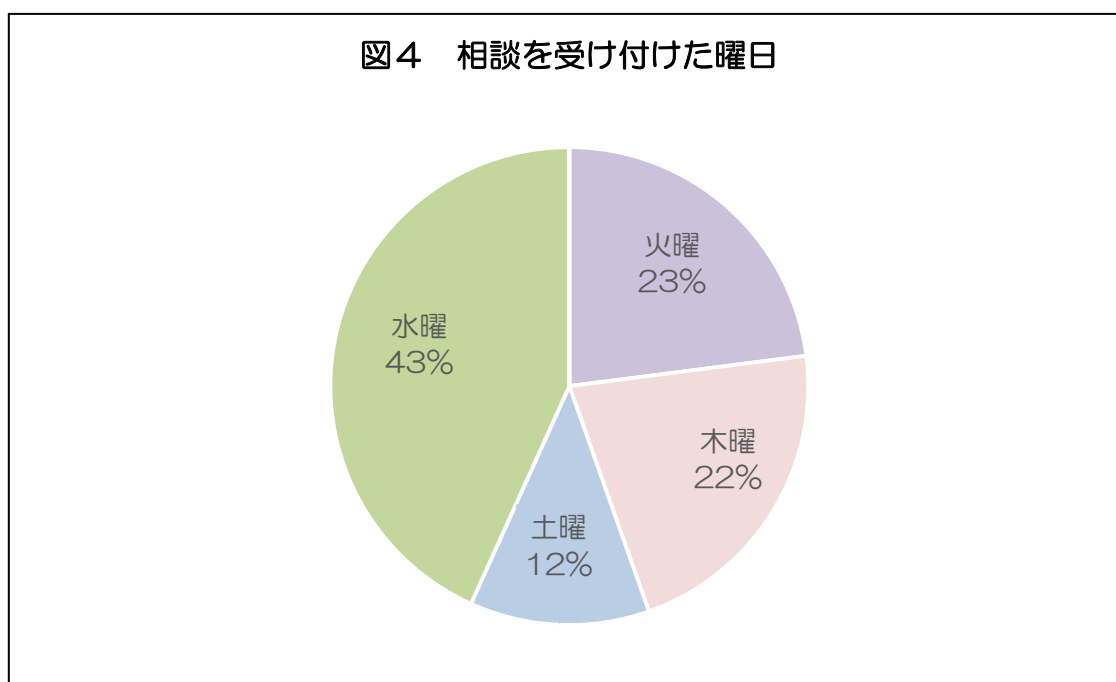
志免町子どもの権利相談室（スキップ）では、小学校への出張スキップ（出張相談）を行っています。出張スキップでの相談は、「来室」に含めています。



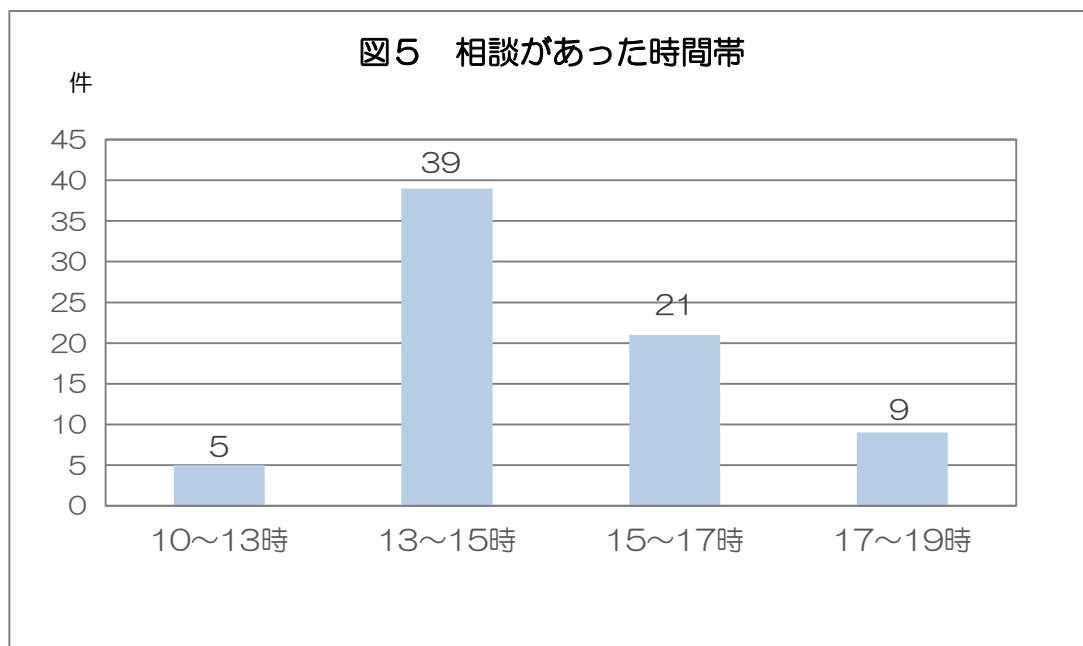
相談経路についてみると、図 3 に示す通り、学校・幼稚園が最も多く 27 件でした。



相談を受け付けた曜日は、図 4 に示す通り、出張スキップ開催日の水曜日に、相談の受付が多くみられました。

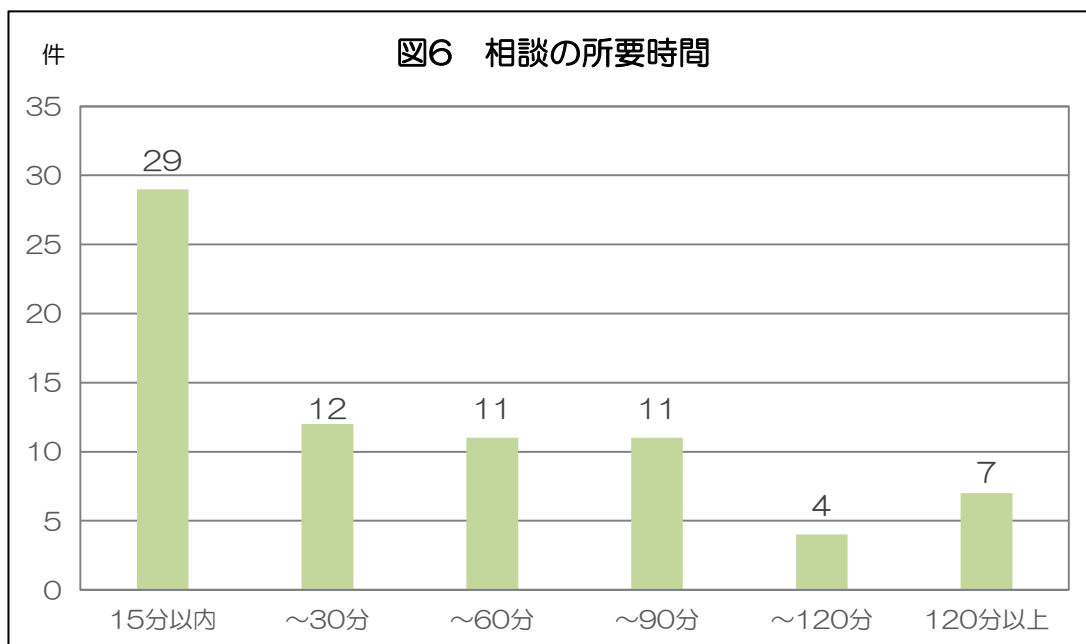


相談があった時間帯は、図5の通り、13時～15時が39件、15時～17時が21件、17時～19時が9件、10時～13時が5件でした。



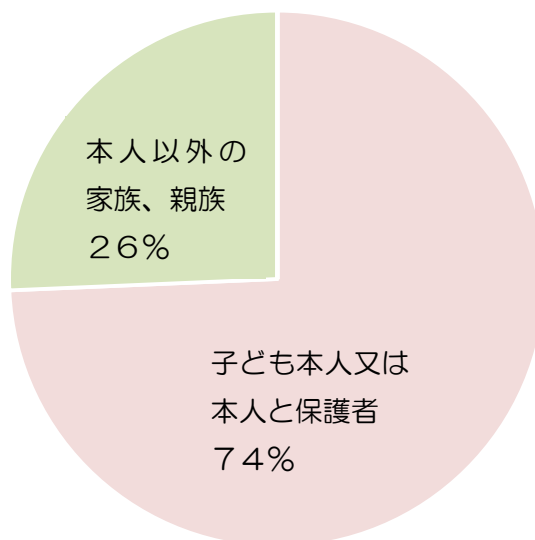
志免町子どもの権利相談室は曜日によって開室時間が異なります。火・木曜日は13時～19時、土曜日は10時～17時です。小学校への出張相談は水曜日の昼休み（13時～14時）に行っています。

相談の所要時間としては、図6の通り15分程度が最も多く、74件中29件でした。また、90分を超える相談が11件ありました。



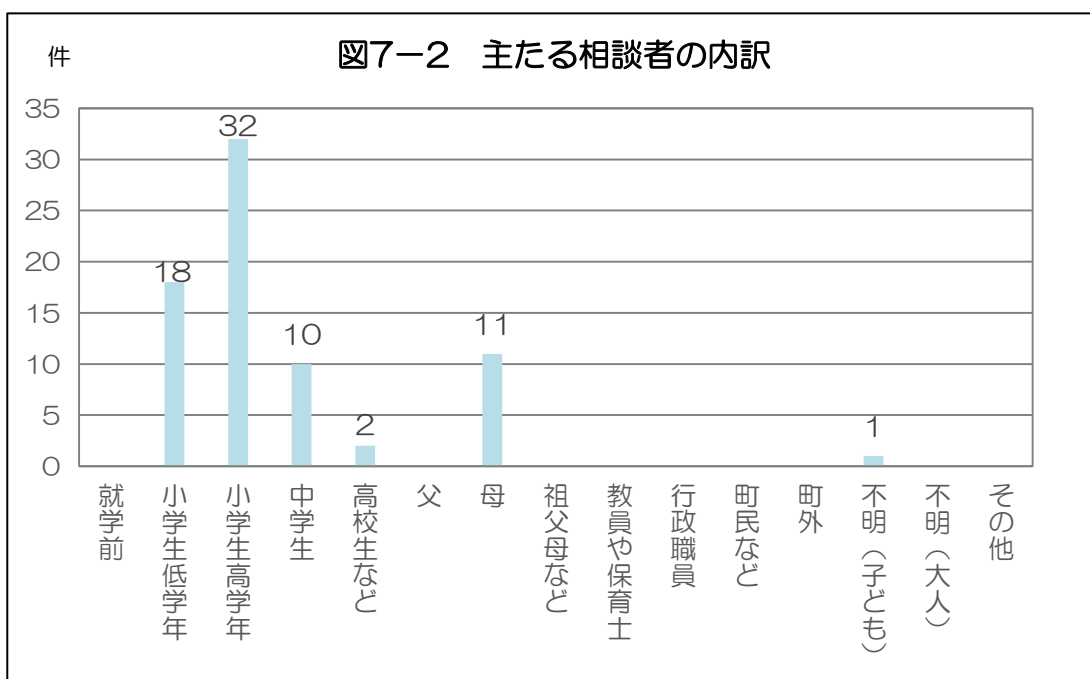
主たる相談者の内訳は、図 7-1 の通り、「子ども本人、又は本人と保護者」が 74%（55）件でした。「本人以外の親族のみ」は 26%（19 件）でした。

図7-1 主たる相談者の内訳

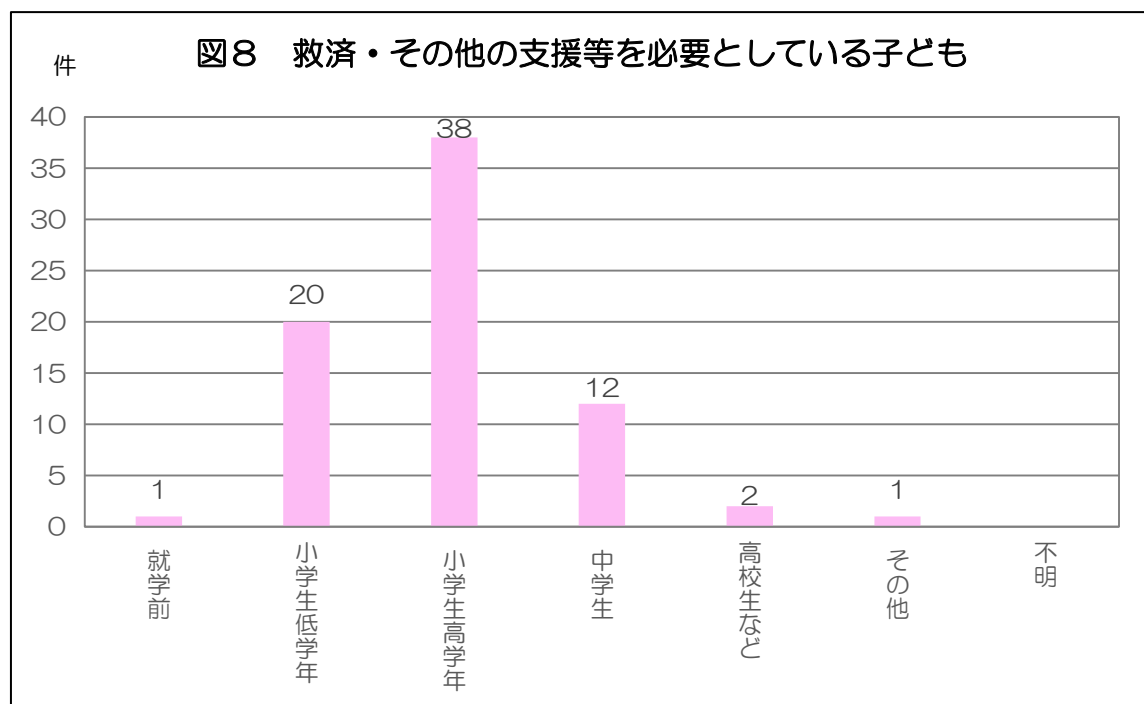


主たる相談者の内訳では、図 7-2 の通り「小学校高学年」や「小学校低学年」からの相談が多く 74 件中 50 件でした。

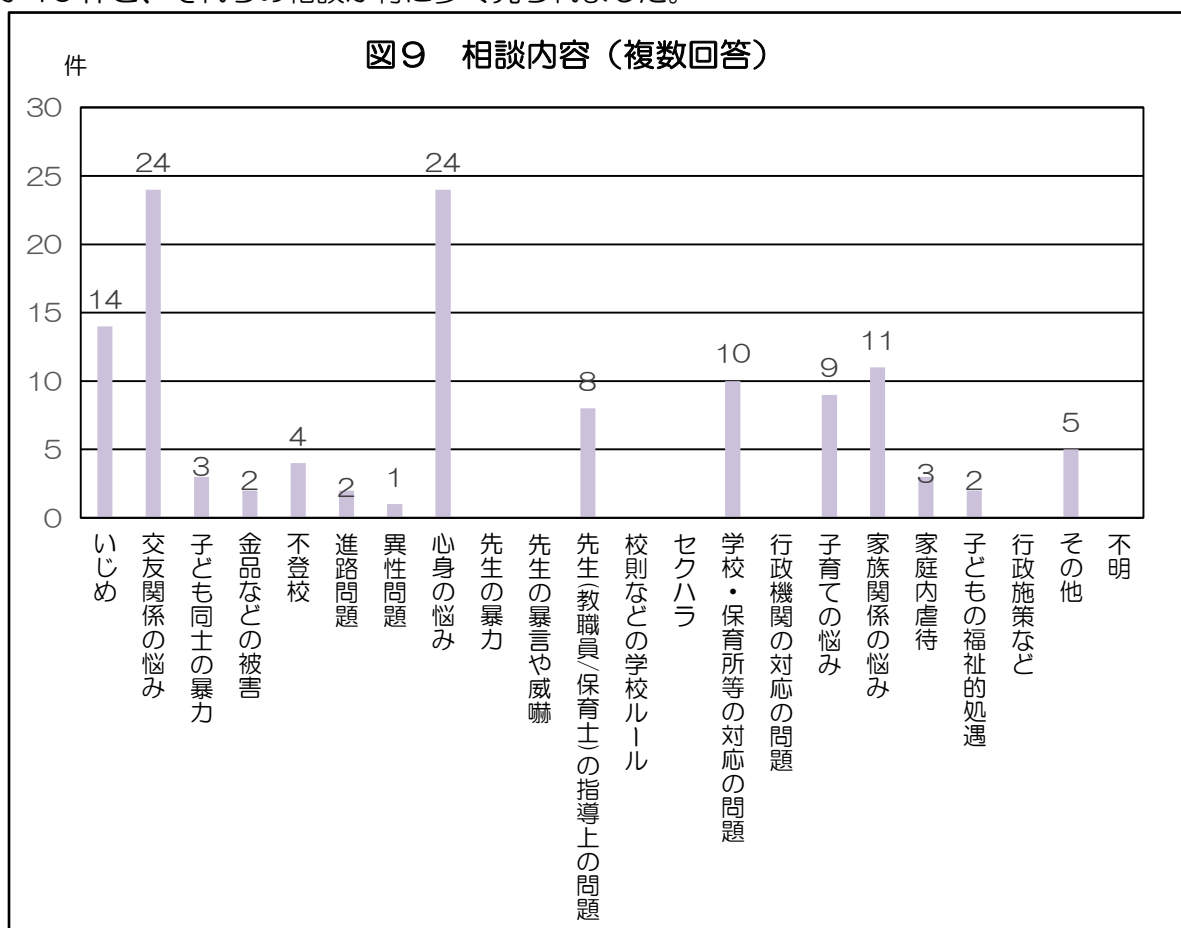
図7-2 主たる相談者の内訳



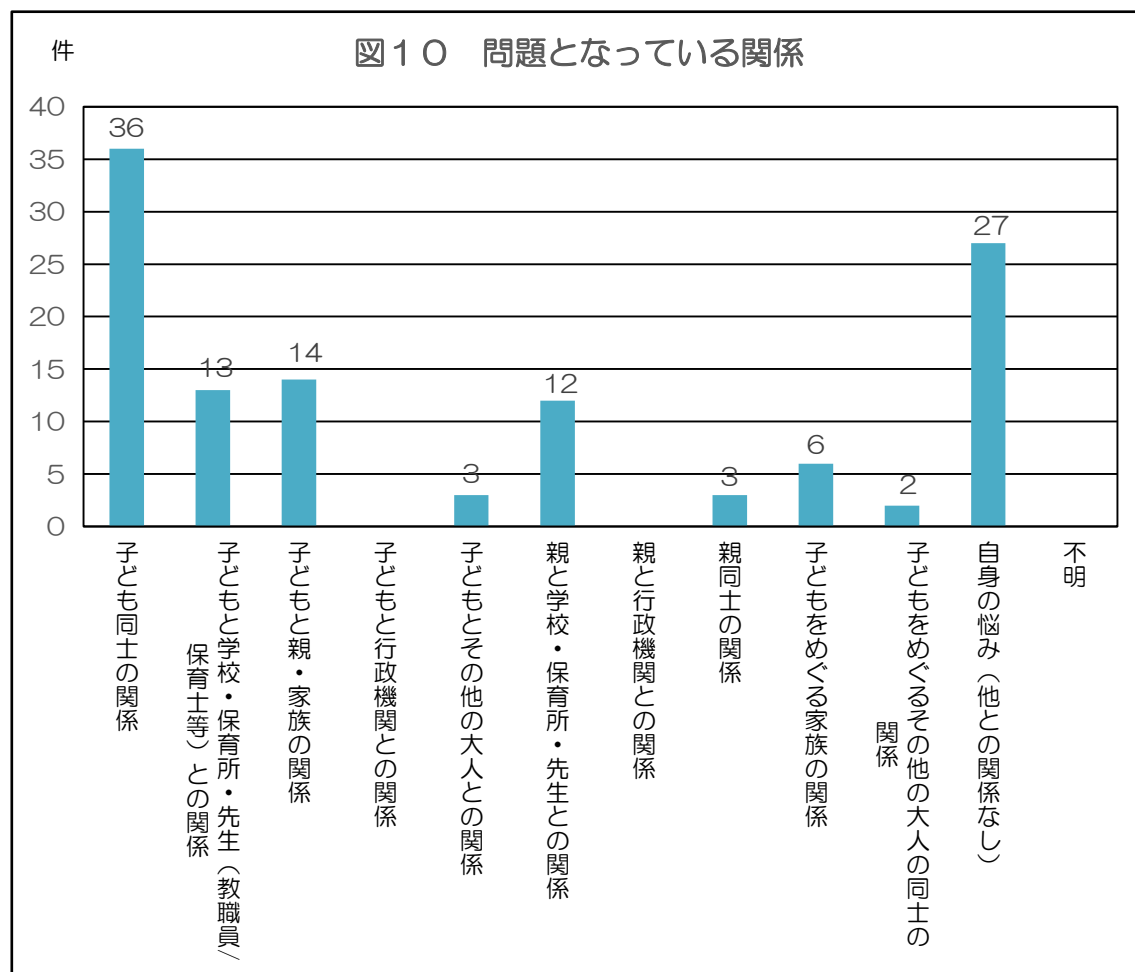
令和6年度よせられた相談の対象者は、図8の示す通り、「小学校高学年」が38件で最も多く、次いで「小学生低学年」が20件でした。



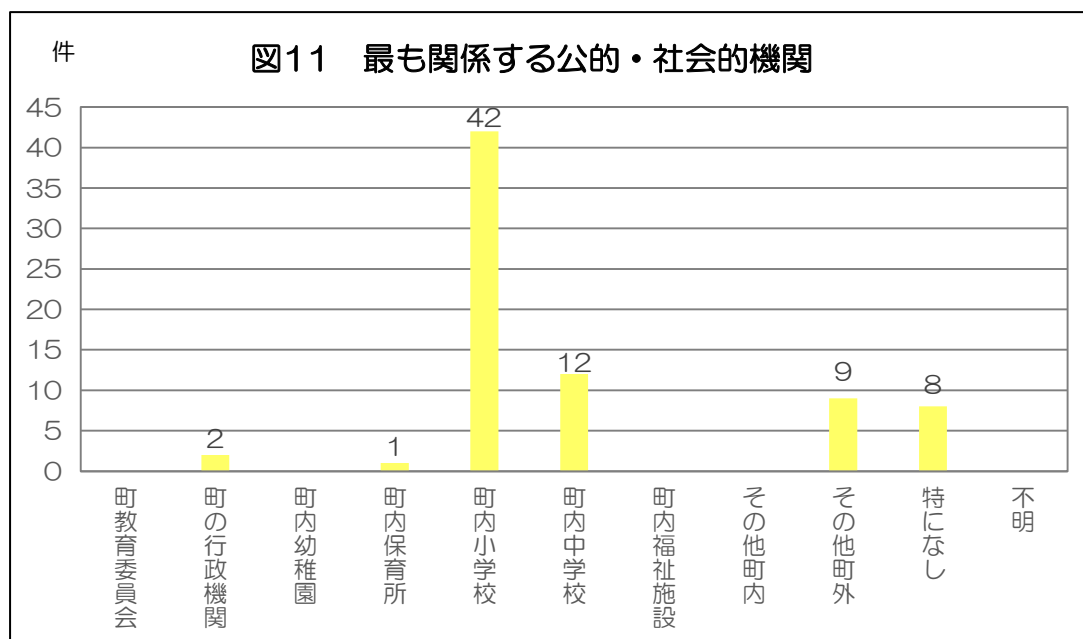
相談内容は、図9に示す通り「交友関係の悩み」「心身の悩み」が24件で最も多く、次いで「いじめ」が14件、「家族関係悩み」が11件、「学校・保育所等の対応の問題」が10件と、それらの相談が特に多く見られました。



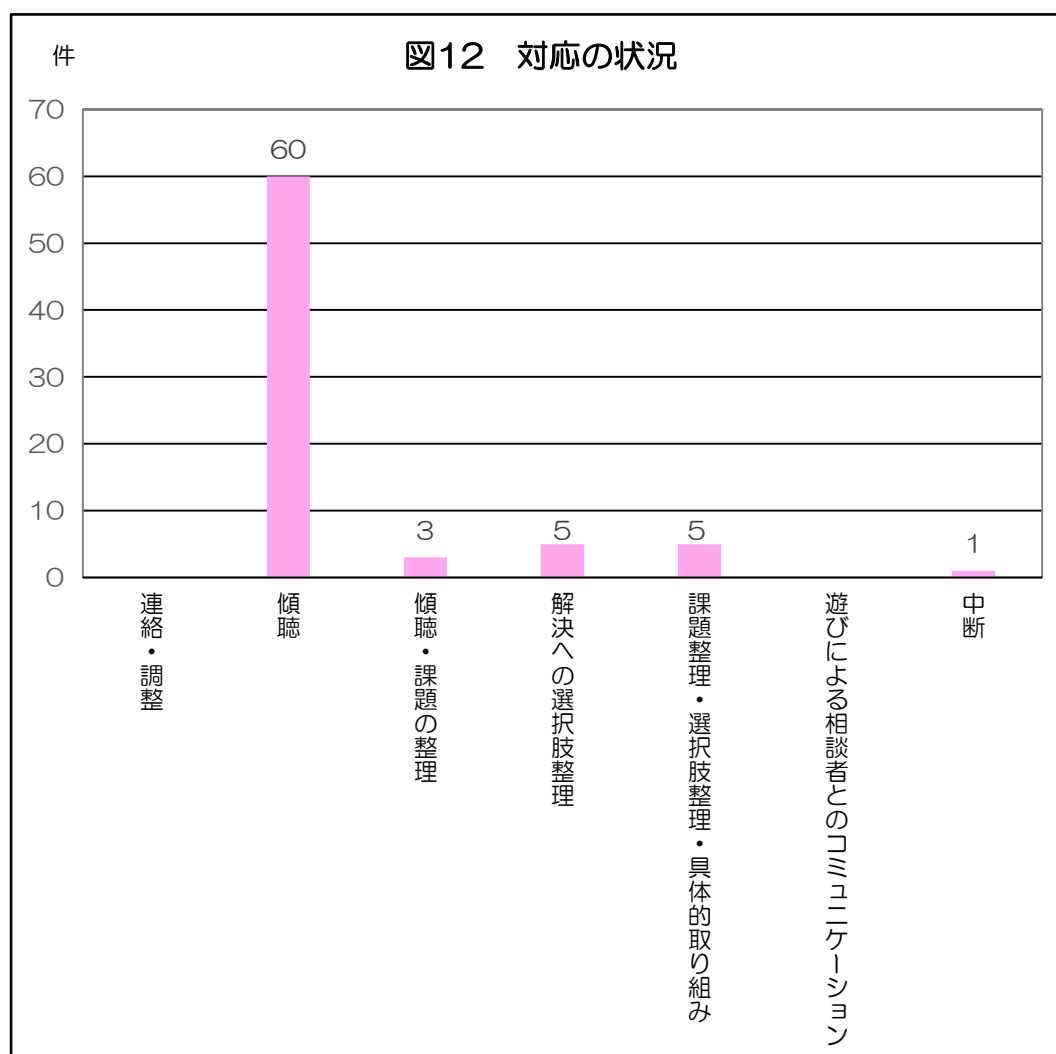
相談者の訴えをもとに、問題となっている関係をみると、図 10 の通り、「子ども同士の関係」が最も多く、次いで「自身の悩み」の訴えが特に多く見られました。



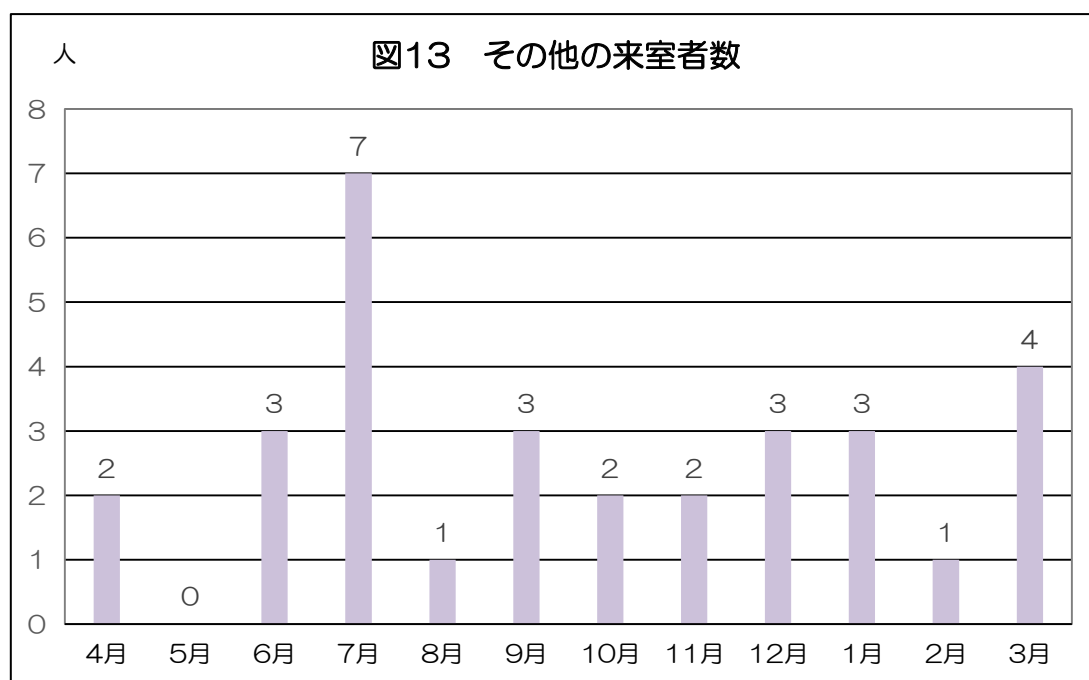
相談者の相談内容に、最も関係すると考えられる機関は、図 11 の通り、「町内小学校」が 42 件で最多でした。



相談者の対応の状況の内訳は、図 12 の通り「傾聴」が最も多く 60 件でした。



その他の来室者数（相談以外）は、のべ31人でした。



【シーメイト内 子どもの権利相談室スキッツ】



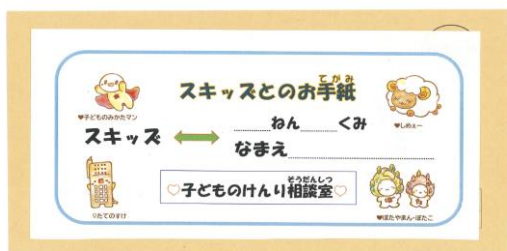
2 出張スキップ(志免中央小学校・志免南小学校・志免西小学校・志免東小学校)

子どもの権利条例は、志免町に住むすべての子どもたちのためにあり、相談室も志免町に住む子どもたち全員に利用する権利があります。しかし、シーメイトのスキップに子どもだけで来室できるのは、シーメイトが校区内にある志免東小学校の子どもたちのみです。この不平等な状態の改善は長年の願いでしたが、各学校の協力を得て、学校へ出張による子どもの権利相談室（出張スキップ）を行えるようになりました。

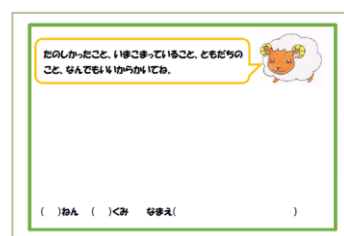
平成 25 年度から志免西小学校、令和元年度からは、志免南小学校と志免中央小学校でも出張スキップを行っています。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、シーメイトの休館や来室者の制限など、子どもたちの来室ができなくなることがありました。そこで、令和 4 年度からは、校区の志免東小学校でも出張スキップを実施することになり、これにより志免町内すべての小学校で行うことになりました。

・お手紙交換

子どもたちの声にもっと寄りそっていきたいと考え、令和 2 年度から、お手紙の交換をはじめたところ、たくさんの子どもたちの心の声を聴くことができました。さまざまな悩みごとや心配ごと、日ごろ感じていることなどについて、救済委員と相談員がみんなで喜んだり、悩んだり、考えながら、返事の手紙を書いています。このお手紙交換を通じて、子どもたちが、自分はひとりぼっちではないと感じながら、楽しい学校生活を送ってほしいと思います。



【封筒】



【便せん】

・令和 6 年度の取りくみ

令和 6 年度の出張スキップでは、昨年度に引き続き、来室での相談員とお話しやお手紙の交換を行いました。年度を増すごとに、参加人数や対面での相談を希望する子どもたちが増えてきています。また、子どもたちの手紙での相談が、より具体的で内容深いものになってきています。



【スキップ手紙受付】



【手紙投函用ポスト】

【クラスに掲示するポスター（高学年用）】

【手紙の返事と一緒に入れるしおり】

ねんせい
5・6年生のみなさんへ

6/4(水) 

しちょうかくしつ
視聴覚室 にいます！

か てがみ
書いたお手紙をポストにいれてね！

みんなの気持ちをお手紙に書いてみませんか？ スキッズに
お話ししてみたいこと、相談、どんなことでもいいですよ。

かならずみんなにお返事を書きます。**(秘密は守ります!)**

また、キャラクターのしおり もいっしょに、プレゼントします。
楽しみにまわって下さいね！

★ **こ 子どもの権利相談室 スキッズ** ★

スキッズは、子どもの大切な権利を守るため、みんなから
困っていることや悩んでいることを教えてもらって、
どうすれば自分らしくすごせるか、いっしょに考えていく
子どものための相談室です。



お返事用封筒に入れたこのしおりを「手紙と一緒に
大切にしています。いつかスキッズに聞いてほしい
ことや悩みができれば、相談したいと思います！！」
という子どもたちからの言葉がたくさん届きました。
また、高学年の子どもたちには、制作（ぬり絵）が
できるしおりを配布して楽しんでもらっています。
（裏面には相談室の詳細を記入）

【お手紙交換を行う際、先生に子どもたちに読んでもらう読み上げ文】

子どもたちに、手紙の封筒、便せんを配布していただく際の
「先生方の読み上げ文」

いまから、志免町子どもの権利相談室スキッズのお手紙交換の封筒と
便せんを配ります。志免町には、「**子どもの権利条例**」があります。
スキッズは、子どもの声を聞いて、子どもの権利を守るためにつくられた
相談室です。スキッズの相談員さんに、聞いてほしいことがある人は、
この紙に書いて、封筒に入れてのり付けをしてください。

6月18日（水）に相談員さんが **多目的室** で、
待っているの、みなさんが一人一人ポストに入れに行ってください。

【相談員さんからのメッセージです】

嬉しかったことや楽しかったこと、嫌だったことや困ったことなど、
何を書いてもかまいません。ぜひ、書いてくださいね。みなさんの
色々な声を聞けることを楽しみにしています。

お手紙を書いてくれたお友達には、相談員さんのお返事があります。
しおりのプレゼントもありますよ。楽しみに待っていてくださいね。

先生方、ご協力ありがとう
ございます。





【志免中央小学校 出張スキップ】

・志免中央小学校での出張スキップの参加人数と相談

第1回	6月26日(水)	3・4年生	82名
第2回	11月13日(水)	2・5・6年生	123名
第3回	1月29日(水)	1年生	64名
第4回	2月26日(水)	5・6年生	34名
			参加人数合計 303名



(手紙での相談人数 90名)



○出張スキップ開室時間 12:45~13:25(昼休み)

○出張スキップ開室場所 視聴覚室

【志免南小学校 出張スキップ】

・志免南小学校での出張スキップの参加人数と相談

第1回	9月4日(水)	5・6年生	39名
第2回	10月30日(水)	3・4年生	15名
第3回	12月6日(水)	1・2・3年生	54名
			参加人数合計 108名



(手紙での相談 33名)



○出張スキップ開室時間 13:25~14:05(昼休み)

○出張スキップ開室場所 視聴覚室

【志免西小学校 出張スキップ】

・志免西小学校での出張スキップの参加人数と相談

第1回	7月 3日(水)	3・5年生	170名
臨時	7月17日(水)	3・5年生	(相談のみ)
第2回	10月 2日(水)	2・4年生	137名
第3回	1月15日(水)	6年生	3名
第4回	2月12日(水)	1年生	145名
参加人数合計			455名



(手紙での相談 134名)



- 出張スキップ開室時間 13:25~14:10 (昼休み)
- 出張スキップ開室場所 多目的室

【志免東小学校 出張スキップ】

・志免東小学校での出張スキップの参加人数と相談

第1回	6月 5日(水)	3・4年生	70名
第2回	11月6日(水)	1・2年生	78名(4年生1名)
第3回	1月31日(水)	5・6年生	23名(4年生1名)
参加人数合計			162名



(手紙での相談 42名)

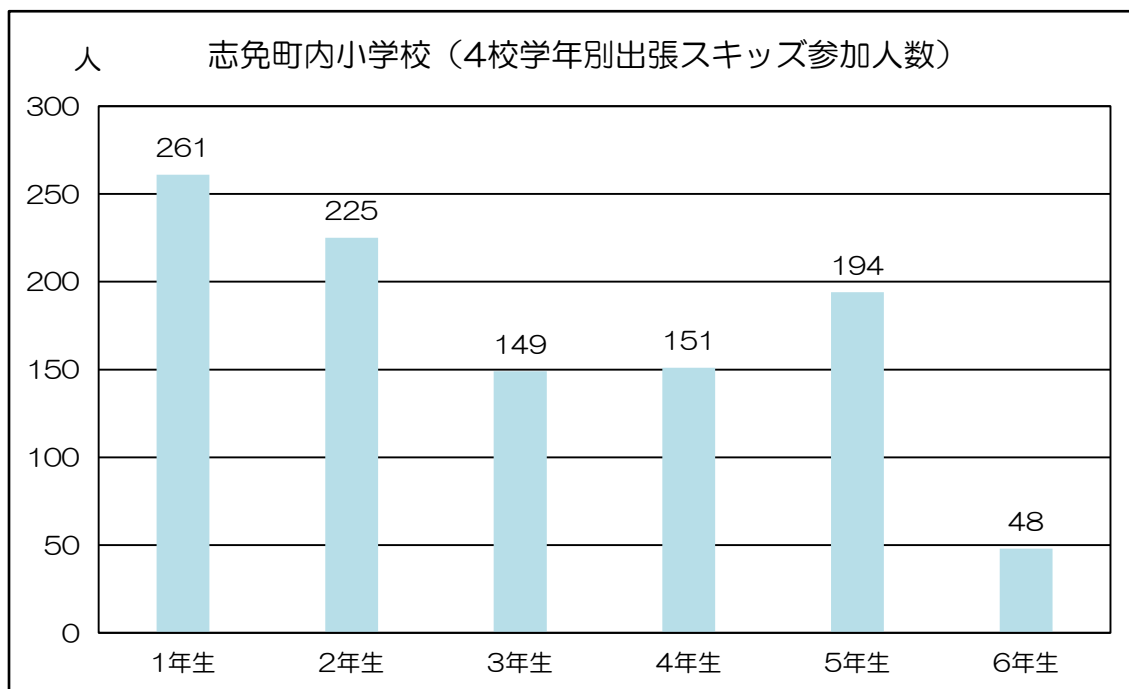


- 出張スキップ開室時間 13:25~14:05 (昼休み)
- 出張スキップ開室場所 図工室

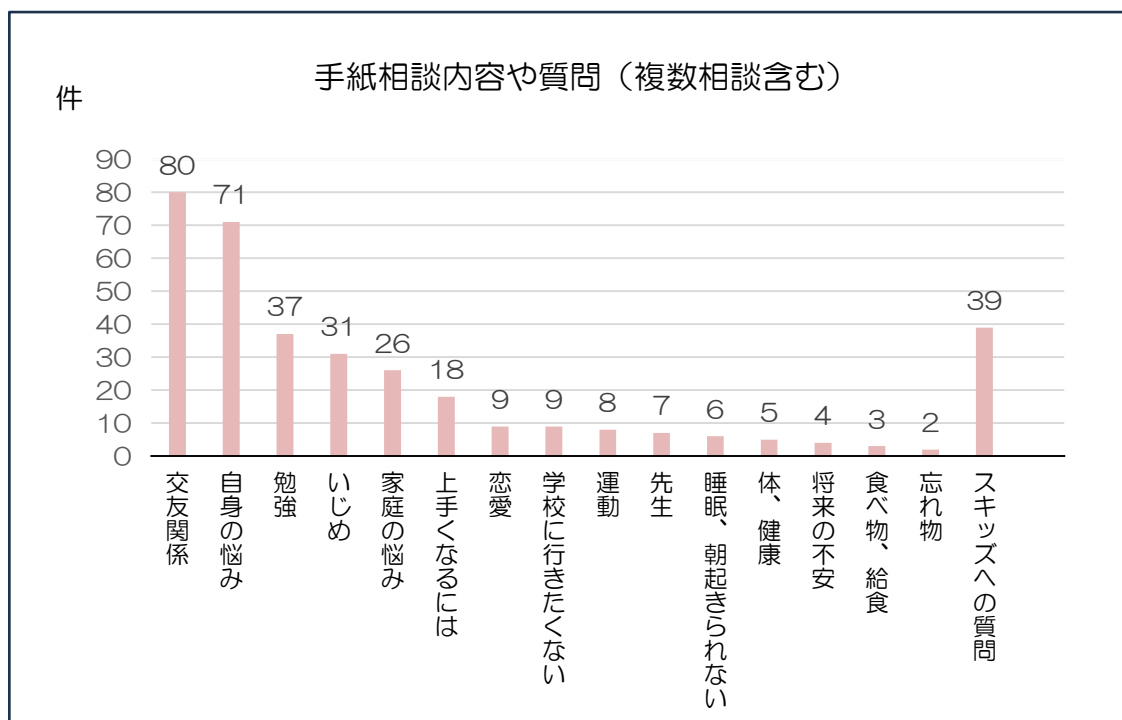
3 出張スキップでの手紙による子どもたちの参加や相談について

出張スキップでの手紙のやりとりは 1028 件あり、そのなかで救済委員や相談員が助言やアドバイスが必要と考え、手紙相談として対応した人数は 299 人でした。

出張スキップでの参加が特に多かった学年は、1 年生でした。



今年度の手紙での相談の内容については、交友関係や自身の悩みが特に多く見られました。



手紙での相談室への質問は 39 件ありました。また、スキップへのお礼や応援を手紙に記入してくれる子どもたちも多く見られました。

4 広報活動

夏休み地域子ども教室（チャレンジ広場）での啓発活動

日時：令和6年8月	7日（水）	中央小	10:00～11:30（15人）
		西小	13:00～14:20（16人）
8月21日（水）		東小	10:00～11:30（29人）
		南小	13:00～14:20（26人）

1. 活動内容

地域子ども教室（チャレンジ広場）は、子どもの居場所づくりの一環として実施しています。その活動の一つとして、「志免町子ども権利条例」や「子どもの権利相談室（スキッズ）」の広報活動を行っています。チャレンジ広場での広報活動は「志免町子ども権利条例」について説明を行ったり、「スキッズ」について知ってもらったりすることを目標としています。また、人権に関するペープサートを使った寸劇や、心があたたかくなるような絵本の読み聞かせを実施することで、子ども達の人権意識の向上を図ります。

2. チャレンジ広場の当日の流れについて

- ① 「志免町子どもの権利条例について」
- ② 「相談室って、どんなところ」
- ③ 絵本「となりのためき」
- ④ 質疑応答
- ⑤ まとめ



読み聞かせ絵本「となりのためき」



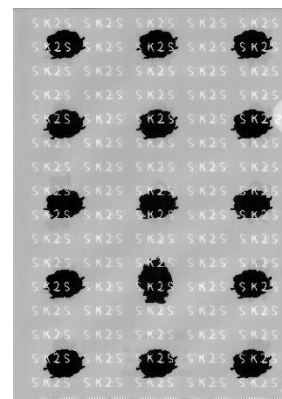
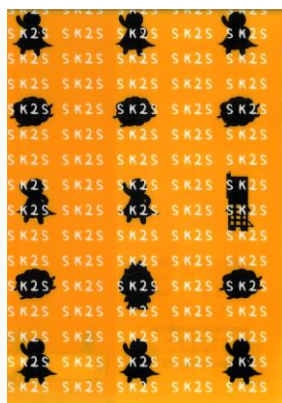
子どもたちは、志免町の権利条例や相談室の紹介について、パネルやペープサートを使った説明をととても熱中して見ていました。また、子どもたちが大好きなスキッズのキャラクターを紹介したり、クイズをしたりする場面では、子どもたちが積極的に手を挙げて発表するなど、メリハリのある楽しい時間となりました。

【相談室（スキッズ）からの配布物】

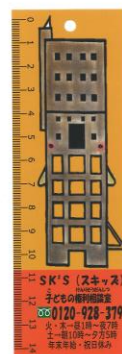
志免町子どもの権利相談室（スキッズ）のことを、たくさん子どもたちに知ってもらうために、しおり、パンフレットの配布を行っています。また、年に2回、小中学校の各クラス掲示用として、スキッズ便りを配布しています。しおり、パンフレットは小中学校の全児童・生徒に配りました。

また、シーメイトや志免町の子育て支援センター、図書館にも、しおりやパンフレットを配布したり、設置したりしています。

今年度行われた啓発活動でも、パンフレットやしおり、条例リーフレット、権利条例冊子等を配布しました。



小学生向けクリアファイル・条例リーフレット・中学生向けクリアファイル



パンフレット

しおり

【イベントなどでの配布】

配布先・ 配布場所	配布月など	しおり	条例リーフレット	スキッツの パンフレット	クリアファイル	条例冊子	スキッツ便り	報告書	ぬり絵
小中学校に配布	7月	4746		4746			140		
町内回覧	11月						1800		
中学生アンケート	6・9月								
小中学校に配布	10・						140	69	
町内回覧	12・1月						1800		
中学卒業生	3月	514		514	514				
小学校入学児童		488	488	488	488				488
スキッツ ドア前	随時	40		60			2		
子育て支援 センター				400					
シーメイト		30		60			4		
来室者		10							
出張スキッツ		250							
チャレンジ広場	8月	98	98		98				98
中学校講演会	6・11月								
シンポジウム	2月	100		100				100	
文化祭	11月	50	50	50					
職員研修	4月	56	56		56	56			
志免町子どもの 権利委員会	10月					8		8	
子ども実行 委員	7月	11	11		11	11			
その他	随時	64	64		64	64		160	
合計	19810	6457	767	6418	1231	139	3886	337	586

2024 年第 19 回マニフェスト大賞 「優秀賞」を受賞しました。



志免町子どもの権利相談室の、手書きによる
小学校児童とのお手紙交換、中学校生徒への相談
対応の取り組みが応募総数 3012 件から 41 件
に選ばれ、マニフェスト大賞での政策・まちづく
り部門において、優秀賞を受賞しました。講評で
は、子どもたちの声に対して、配慮をしながら
向き合おうとする取り組みが高く評価されました。



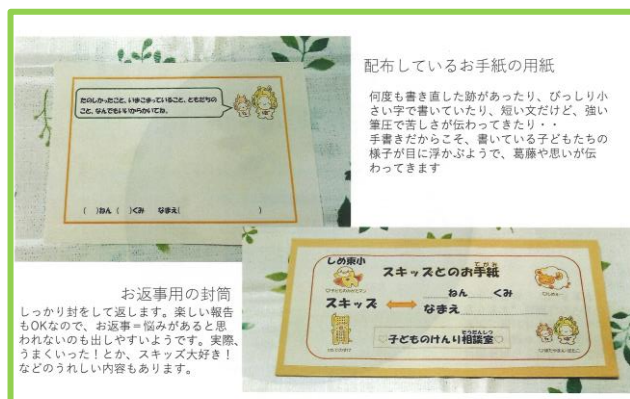
NHK「ロクいち！福岡」にて スキッズが紹介されました。



11 月 19 日の放送にて、子どもの権利を守るため
のスキッズの取り組み「小学校でのお手紙交換」
「救済活動」について紹介されました。小学校訪問
の撮影中には、子どもたちが「いつもありがとうご
ざいます！」と感謝の言葉を伝えに来てくれて、
あたたかい気持ちになりました。これからも活動を
通して、子どもたちが安心してすごせるように、一
人一人に子どもの権利があること、力になりたいと
思っている大人がいることを知ってもらうきかけ
になれたらと思います。

全国自治体シンポジウム 2024 名古屋で スキッズの活動と取り組みを発表しました。

2 月 22～24 日に、「子どもの最善の利益原則に
基づく子ども施策の創出」をテーマとするシンポジ
ウムが開催されました。23 日の第一分科会①「子
どもの相談・救済」では、柳救済委員による『子
どもの権利に基づく相談救済機関の機能と役割』のパ
ネルディスカッションで、志免町の活動報告と取り
組みについて発表がありました。NHK の動画を交
えて紹介したところ、多くの参加自治体から、参考
にして実践したいというお声をいただきました。



救済委員による志免東中学校・志免中学校人権教育学習講演会

志免東中学校の1年生や、志免中学校の2年生を対象に、人権教育学習講演会を行いました。

令和6年度 6月14日 15:00～15:50 志免東中学校（1年生）
11月21日 9:50～10:40 志免中学校（2年生）

志免東中学校では、救済委員の圓入先生による講演会を行いました。子どもの権利条例や救済委員制度、また「幸せについて」の内容等でお話しました。

講演後のアンケートの結果は以下の通りです。

（志免東中1年生 140人）

○今日の話はわかりましたか？

- ・わかった 47.9%
- ・だいたいわかった 45.7%
- ・あまりわからなかった 5.0%
- ・わからなかった 1.4%

志免中学校（体育館にて）



講演会のアンケートには、「志免町には、子どもの幸せを願って、しっかり守ってくれる条例があってすごいと思う」「自分の権利だけではなく、友だちの権利も大事にしたいと思いました」等の感想が多く見られました。

志免東中学校（ランチルームにて）



志免中学校では、救済委員の柳先生による講演会を行いました。子どもの権利条例や、救済委員制度、また、いじめなどの内容等でお話しました。

講演後のアンケートの結果は以下の通りです。

（志免中2年生 291人）

○今日の話はわかりましたか？

- ・わかった 64.3%
- ・だいたいわかった 33.3%
- ・あまりわからなかった 2.8%
- ・わからなかった 2.4%

5 中学生に対する「子どもの権利」に関するアンケート

令和6年、志免東中学校では6月、志免中学校では9月に、志免町内の中学生（1354名）を対象に、「子どもの権利」に関するアンケートを実施しました。

このアンケートでは、志免町の中学生が、子どもの権利条例や子どもの権利相談室について知っているか、何か悩んだり困ったりしている時、相談できる人がいるかどうかなどについて尋ねました。また、悩んだり、困ったりした時に相談する人の内訳や、相談室への質問や相談が記入できるところを設けています。

令和5年度からは、学校での気になる校則や決まりについて、中学校でスキズの出張相談があったら相談したいと思うかについても記入してもらうことになりました。

【アンケート表紙】

【子どもたちの持ち帰り用プリント】

みなさんこんにちは。

志免町子どもの権利相談室 SK²S（スキズ）です。
（SK²Sという愛称は志免町に住む中学生が考えてくれました！）

平成19年4月に「志免町子どもの権利条例」（町のきまり）が施行され
 それをもとに「志免町子どもの権利相談室」SK²S（スキズ）ができました。
 今回のアンケートは、条例と相談室（スキズ）について
 みなさんがどれくらい知っているかを調べるものです。



中学生のみなさんへ

アンケートを記入し、各自で封をして
提出してください。

内容が見られることはありません。

安心して答えて下さいね。

子どものみかたマン

あてはまるものに○をつけて下さい。

あなたの学年は？

（ 1 ・ 2 ・ 3 ）年



しめえ〜

あてはまるところに○をつけてください。

アンケートにご協力ありがとうございました。

中学生のみなさんへ

あれこれ悩むコトがいっぱいあるよね

親や友だちに言えないコト

でも誰かに聞いてもらいたいとき

気軽にスキズに来てね♪

電話してね♪



SK²S（スキズ）は、みなさんに利用してもらうための相談室です。

困った時、悩んだりした時、遠慮なく相談して下さい。

相談員がみんなの話をしっかり聞いて、どうしたらいいか一緒に考えます。

秘密は守ります。みなさんの力になりたいと思っています。

★ 志免町子どもの権利相談室 SK²S ★

開いてる日

火・木曜日 昼1時～夜7時

土曜日 朝10時～夕方5時

☎ 0120-928-379（無料！）

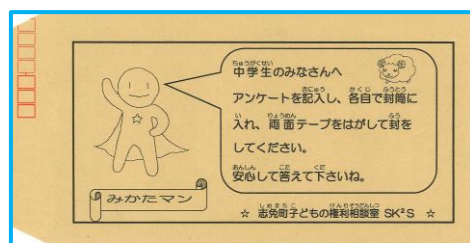
志免町総合福祉施設 シーメイト内



しめまちこ けんりそうだんしつ

志免町子どもの権利相談室 SK²S（スキズ）

【アンケートを入れる封筒】



アンケートは、子どもたちが安心して自分の気持ちを記入できたり、相談の秘密が守られたりするように、テープ付き封筒で閉じられるようにしました。

子どもからは、封をする時にしやすかったですとメッセージが届きました。

【アンケート内容全文】

1) 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？
 知っている人は、どうやって知りましたか？（あてはまるものはいくつでも○をつけてください）

① 知っている → 1 三つ折りパンフレット 2 クリアファイル 3 しおり
 4 出張スキップ（お手紙交換） 5 スキップだより
 6 学校の授業 7 その他（ ）

② 知らない

2) 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？

① 知っている ② 知らない

3) 「志免町子どもの権利相談室 SK'S（スキップ）」を知っていますか？
 知っている人は、どうやって知りましたか？（あてはまるものはいくつでも○をつけてください）

① 知っている → 1 三つ折りパンフレット 2 クリアファイル 3 しおり
 4 出張スキップ（お手紙交換） 5 スキップだより
 6 学校の授業 7 その他（ ）

② 知らない

4) スキップがサーメイトの中にあるのを知っていますか？

① 知っている ② 知らない

5) スキップに、行ったことや、電話したことがありますか？

① ある ② ない

6) スキップは、名前を言わずに相談できることを知っていますか？

① 知っている ② 知らない

7) スキップは、フリーダイヤル（無料）で電話相談できることを知っていますか？

① 知っている ② 知らない

8) スキップには、救済制度（困って助けてほしいと思った時にみなさんと一緒に解決をめざす制度）があることを知っていますか？
 知っている人は、どうやって知りましたか？（あてはまるものはいくつでも○をつけてください）

① 知っている → 1 三つ折りパンフレット 2 クリアファイル
 3 出張スキップ（お手紙交換） 4 スキップだより
 5 学校の授業 6 その他（ ）

② 知らない

9) あなたはうんざり、困ったりしていることがありますか？

① ある ② ない ③ わからない

10) あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？
 （あてはまるものはいくつでも○をつけてください）

① いる [親 きょうだい 先生 友達 その他（ ）]
 ② いない ③ わからない

11) もし悩みがあるときはスキップに相談しようと思いますか。
 ① 思う ② 思わない

12) 中学校で、スキップの出張相談があったら、相談したいと思いますか？

① 思う ② 思わない

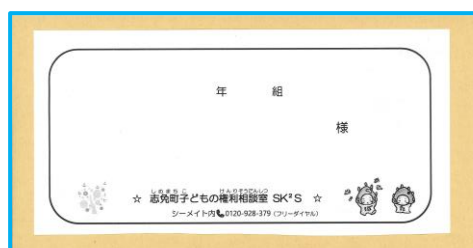
13) 学校の校則やきまりで気になることはありますか？ あったら具体的に記入してください。

14) スキップに質問、相談や伝えたいことを自由に書いてください。
 お返事が欲しい人は学年、名前を記入してください。お返事のいらない人は、
 名前を記入しなくても大丈夫です。中身が見えないようにしてお返事を出します。
みんなの秘密は必ず守られます。だから安心して書いてください。

年 組 名前（ ）

アンケートにご協力頂きありがとうございました...

【質問や相談への返信用封筒】

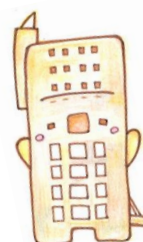
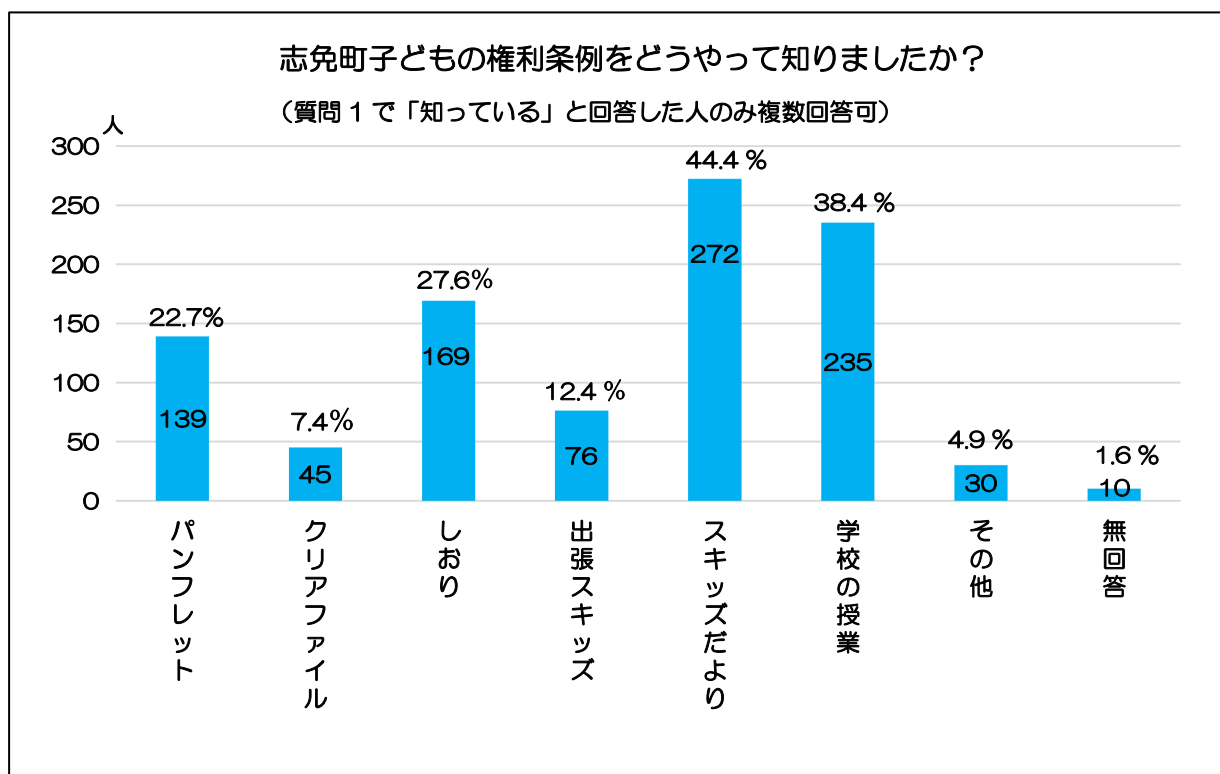
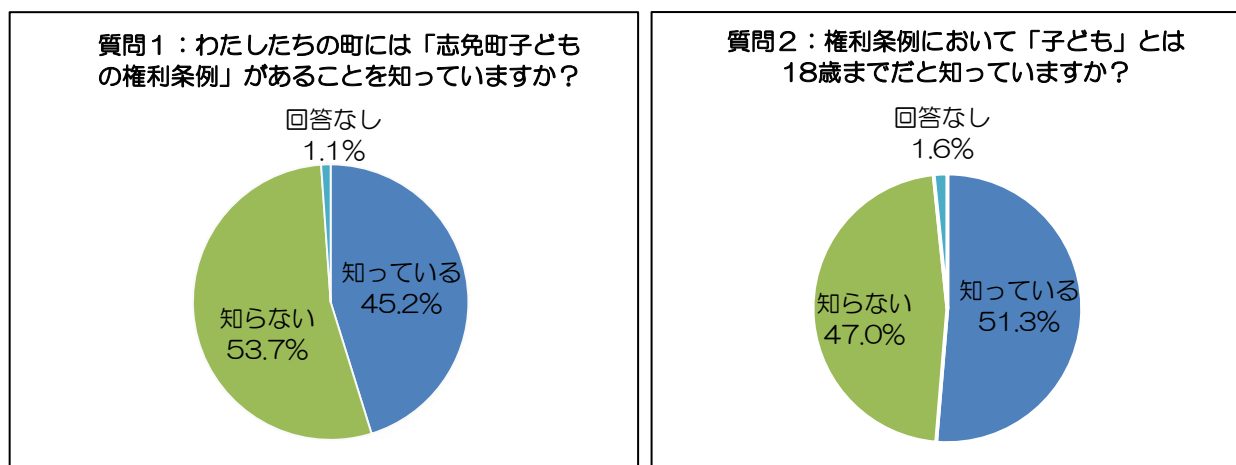


【相談してくれた生徒に配布するしおり】

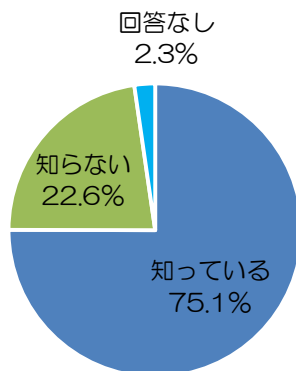


しおりの裏面には、相談室の詳細を記入しています

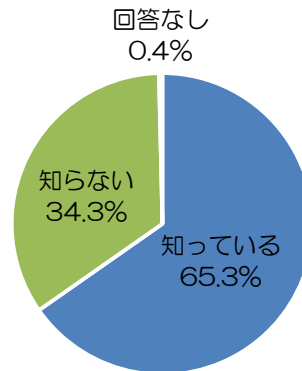
アンケート結果を集計し、質問項目ごとにグラフで以下に示します。



質問3：「志免町子どもの権利相談室
SK²S（スキップ）」を知っていますか？

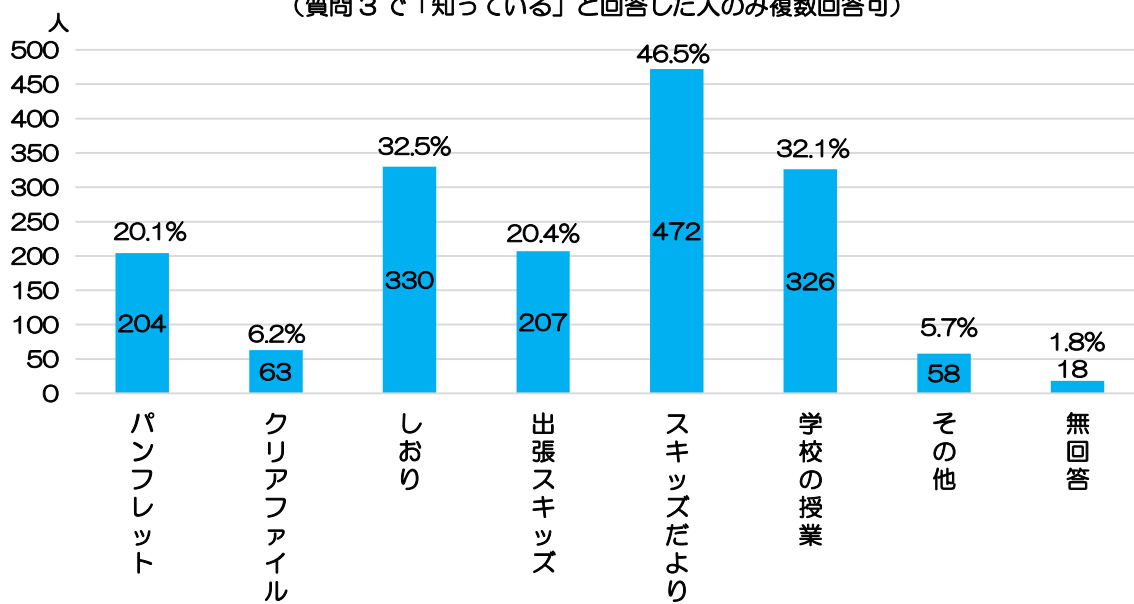


質問4：相談室SK²S（スキップ）がシー
メイトの中にあるのを知っていますか？

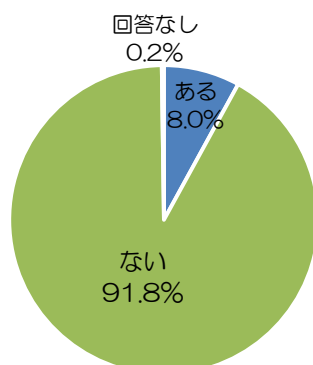


「スキップ」をどうやって知りましたか？

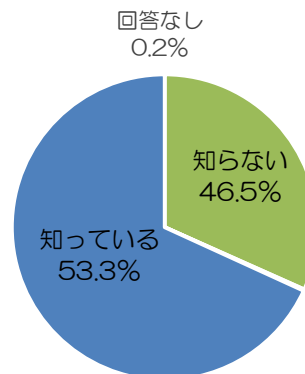
（質問3で「知っている」と回答した人のみ複数回答可）



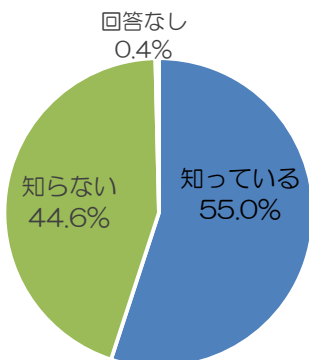
質問5：シーメイトの相談室SK²S（スキップ）に、行ったことや電話したことがありますか？



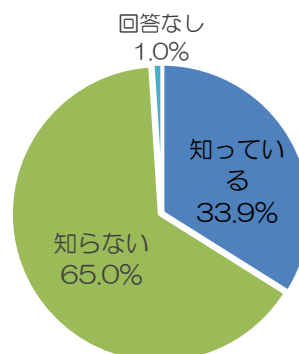
質問6：相談室SK²Sは、名前を言わずに相談できることを知っていますか？



質問7：相談室SK²S（スキップ）は、フリーダイヤル（無料）で電話で相談できることを知っていますか？

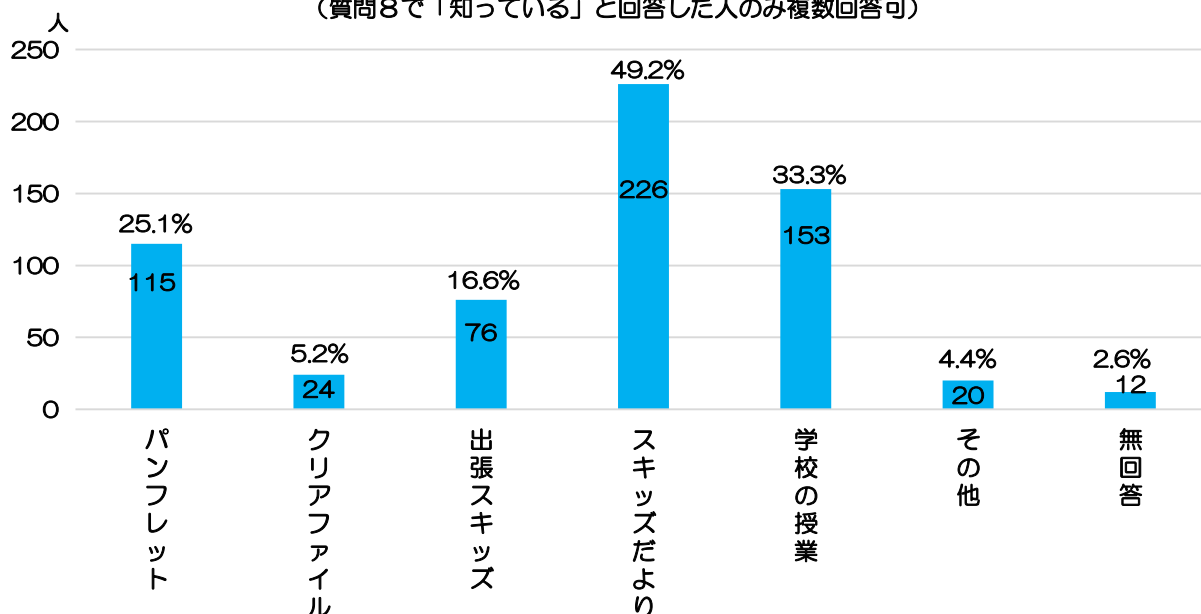


質問8：相談室SK²S（スキップ）には救済制度（困って、助けてほしいと思った時にみなさんと一緒に考えてくれる制度）があることを知っていますか？

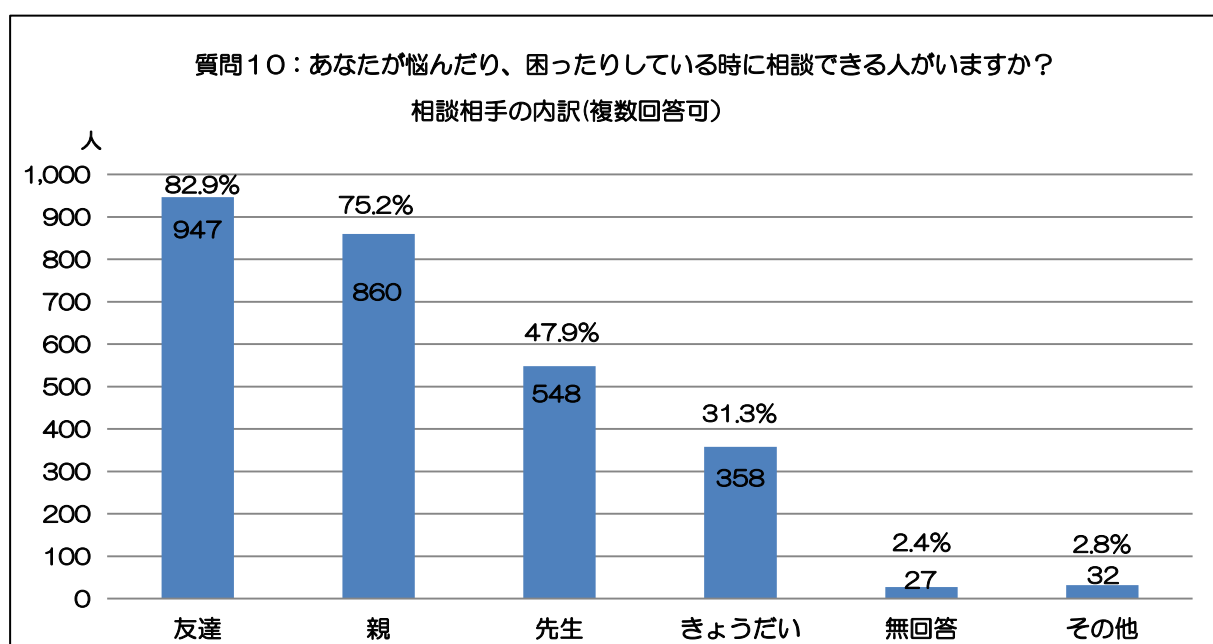
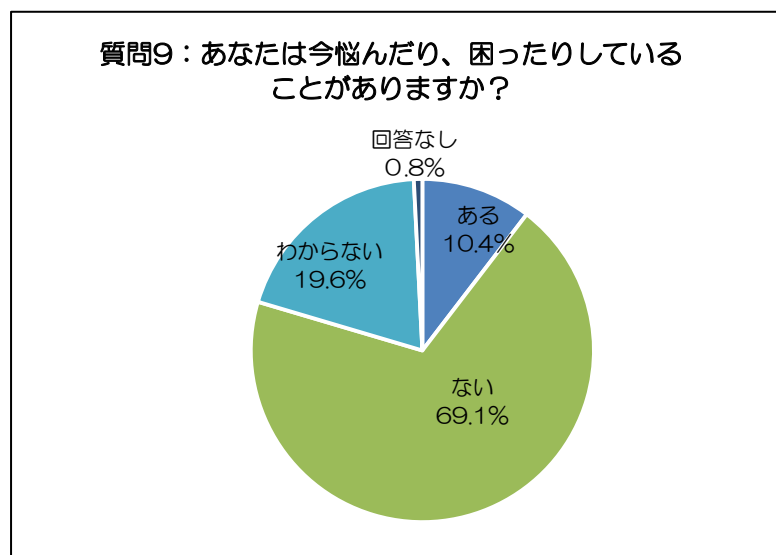


救済制度をどうやって知りましたか？

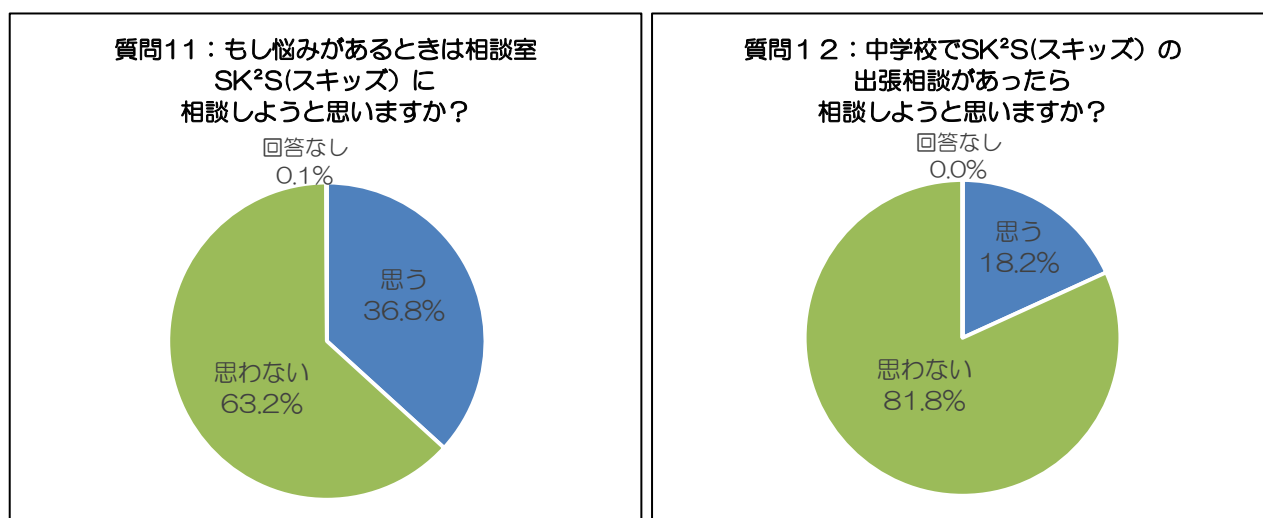
（質問8で「知っている」と回答した人のみ複数回答可）



今年度は、質問 1、質問 3、質問 8 に「知っている」と回答した生徒に対して、「どうやって知りましたか？」と質問したところ、「スキップ便り」や「学校の授業」「しおり」が多かったです。「スキップ便り」は、年 2 回、各教室に掲示してもらいます。また、相談室についても、学校の授業の中で紹介しているところもあるようです。



※相談相手の内訳では、多くの子どもたちが友達や親を相談相手としているようです。



※令和5年度から、質問12、質問13を追加しています。

- 質問13は、校則についてまとめたものを、各中学校にお知らせしました。
(報告書へのデータ掲載はなし)
- 質問11、14は、子どもたちに自由記述をしてもらっています。



志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述

質問 1 1. もし悩みがあるときは相談室SK²S(スキッズ)に相談しようと思いますか？

よかったら理由を教えてください。(自由記述)

【回答：思う (記述回答 374人/491人中)】

- ・相談しやすそう、頼りになりそうだから (70人)
- ・相談や名前を秘密にしてくれるから (49人)
- ・解決していきたい、解決してくれそう、スッキリしたいから (49人)
- ・知らない人だから、誰にも話せない悩みは相談したい (33人)
- ・安心できる、ほっとできるから (30人)
- ・心が楽になる、軽くなるから (22人)
- ・悩みがあるときは相談したい (18人)
- ・1人で悩みたくないから、頼れる人が増えるから (17人)
- ・気軽にできる、便利、近くだから (15人)
- ・名前を言わずに相談できるから (12人)
- ・困っているから (11人)
- ・自分では分からない新しい視点で考えてくれそうだから (6人)
- ・お手紙交換で優しくお手紙を書いてくれたから、とても丁寧に回答が返ってきたから、はっきりとした返信が返ってきて信頼できそうだから、手紙の返事がとてもよかったから (6人)
- ・いろいろな話をきいてくれそう、なんでも話していいと聞いたから、本音を話せると思ったから、真剣にきいてくれるから (5人)
- ・無料だから (5人)
- ・プリント、イベント、授業、小学校で知ったから (4人)
- ・救済制度があるから頼りになるから (4人)
- ・前からよくスキッズに行っていたから (4人)
- ・相談の記入 (3人)
- ・信頼できるから (3人)
- ・スキッズに悩みを相談したことがあり、一緒に考えてくれたり、アドバイスをくれて、力になってもらえたから (2人)
- ・何度も行って話をした人がいるから (1人)
- ・いつでも味方になってくれるから (1人)
- ・相談にのってくれるだけでありがたい (1人)
- ・志免町子どもの権利相談室があるから (1人)
- ・講演会を聞いてもし悩みがあった時は相談したいと思ったから (1人)
- ・理由は特になし (1人)



【回答：思わない （記述回答 369人/844人中）】

- ・親や身近な人に相談できるから (195人)
- ・知らない人に話したくない (36人)
- ・自分で解決したい (28人)
- ・話すのが苦手、緊張するから (11人)
- ・よく知らない、わからないから (11人)
- ・悩みがないから (10人)
- ・おおきな悩みではないから、すぐに解決できるから (10人)
- ・相談しようと思わないから (10人)
- ・解決できないと思うから (9人)
- ・怖い、不安だから (9人)
- ・知られたくない、秘密が漏れそう (7人)
- ・めんどくさい (5人)
- ・信用できないから (4人)
- ・時間がないから (4人)
- ・電話する、行くのが大変 (4人)
- ・スマホを持っていない、知らない人に電話しないように言われた、
電話番号を知らないから (3人)
- ・自分のことを話したくない、聞いてほしくないから (3人)
- ・理由はない (3人)
- ・おおごとにしたくないから (2人)
- ・勇気がないから (1人)
- ・誰かに悩みを話すと泣いてしまうから (1人)
- ・恥ずかしいけど言いたい (1人)
- ・資料を使って条件にあった答えを出してきそうだから (1人)
- ・どのような相談をしたらいいかわからない (1人)



質問 14. 相談室 SK²S(スキッズ)に質問、相談や伝えたいことを自由に書いてください。

お返事が欲しい人は学年、名前を記入してください。

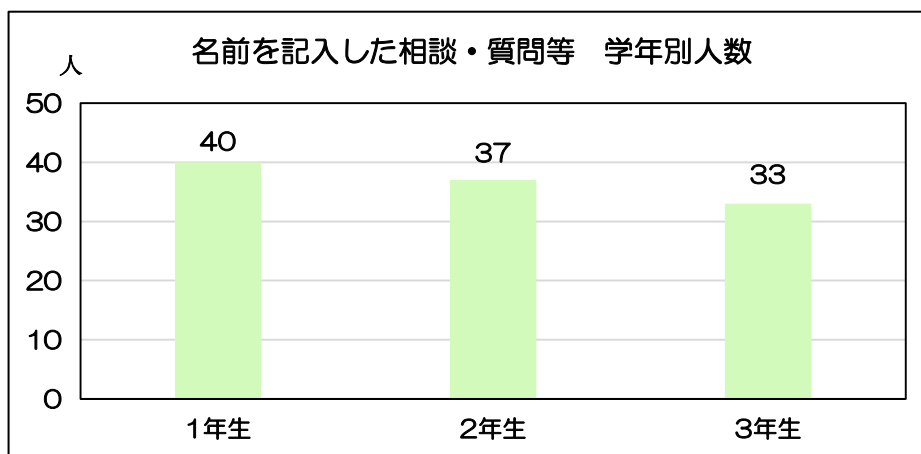
お返事のいらない人は、名前を記入しなくても大丈夫です。

中身が見えないようにお返事を出します。安心して書いてください。

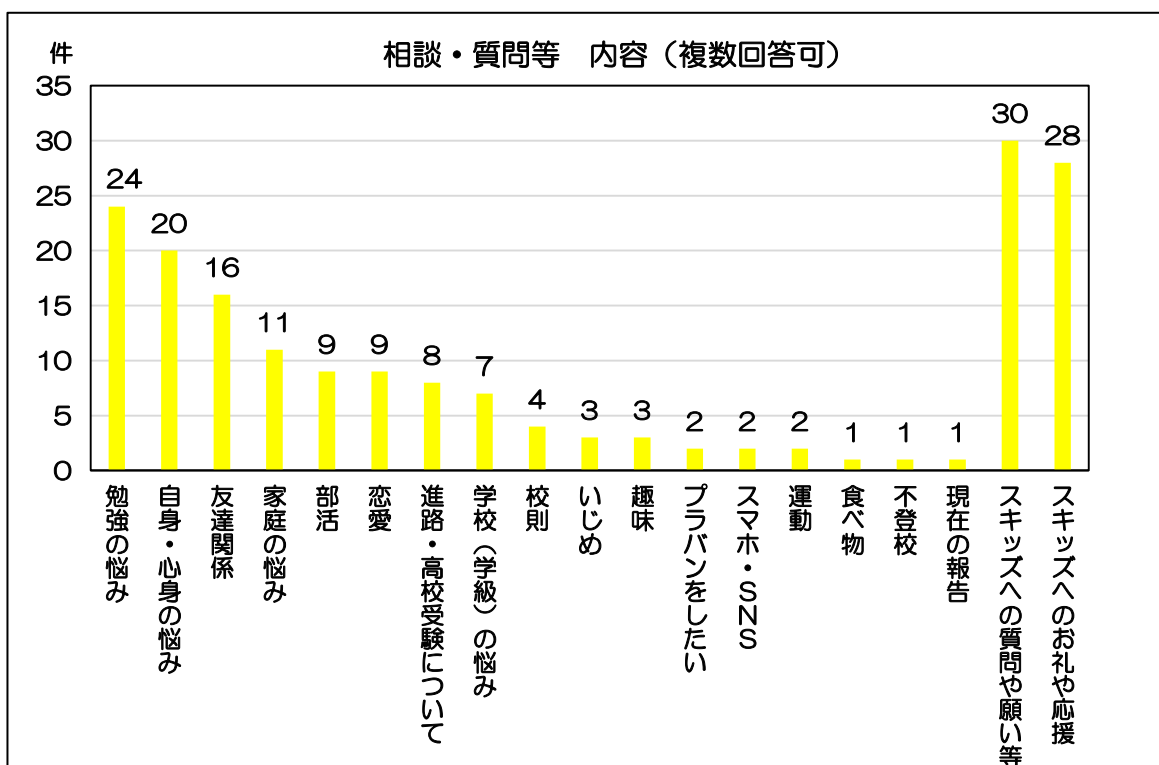
【無記入 1189人】

【相談・質問等を記入した165人】

【名前を記入して相談をした86人】



中学生アンケートでの質問や相談が特に多かった学年は、1年生でした。



相談・質問等の内容については、スキッズへの質問や願い等、スキッズへのお礼や応援、勉強の悩みが特に多く見られました。

また名前を記入していない相談には、「スキッズ便り」でその相談に対応しました。

※中学生アンケート 年度別の推移

中学生に対するアンケート調査を始めて、17年目になります。以下の項目にご注目ください。
（アンケートは、平成20年度から毎年実施していますが、ここでは見やすいよう、平成28年度からの結果を隔年で記載します。）

（質問1・3）

志免町の権利条例や、「志免町子どもの権利相談室SK²S(スキップ)」を知っているという子どもたちは、平成27年度以降増加傾向にあります。

（質問6）

スキップは、名前を言わずに相談できるということを知っている子どもたちは、増加傾向にあります。

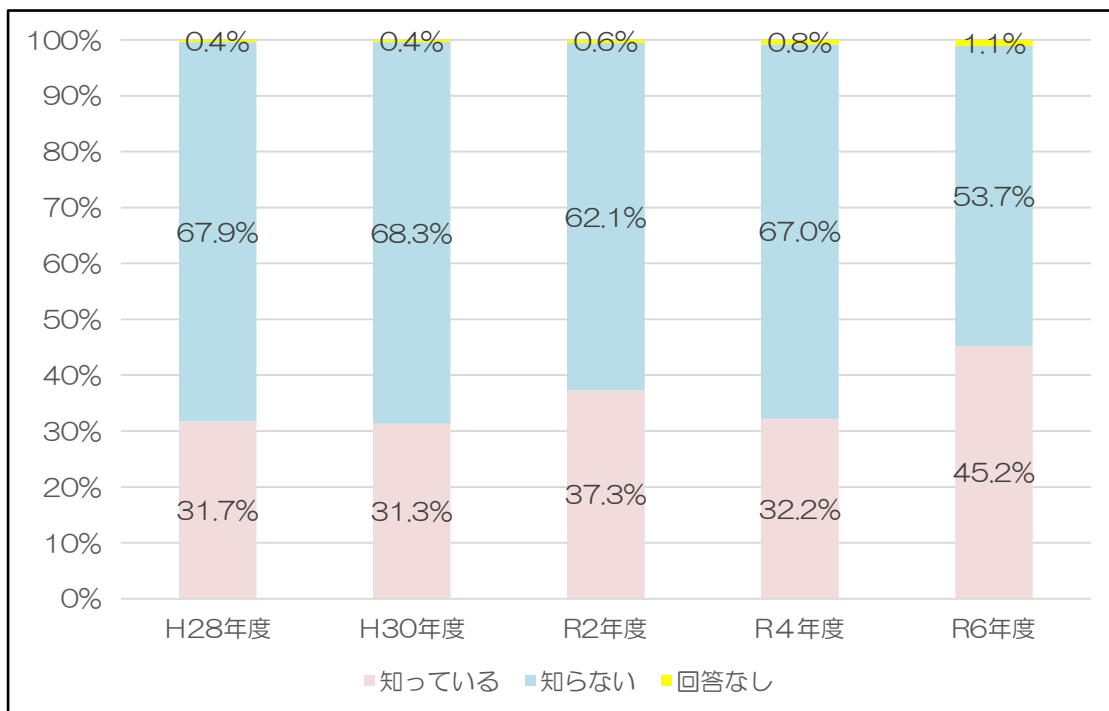
（質問11）

スキップに相談しようと思う子どもたちについては、増加傾向にあります。

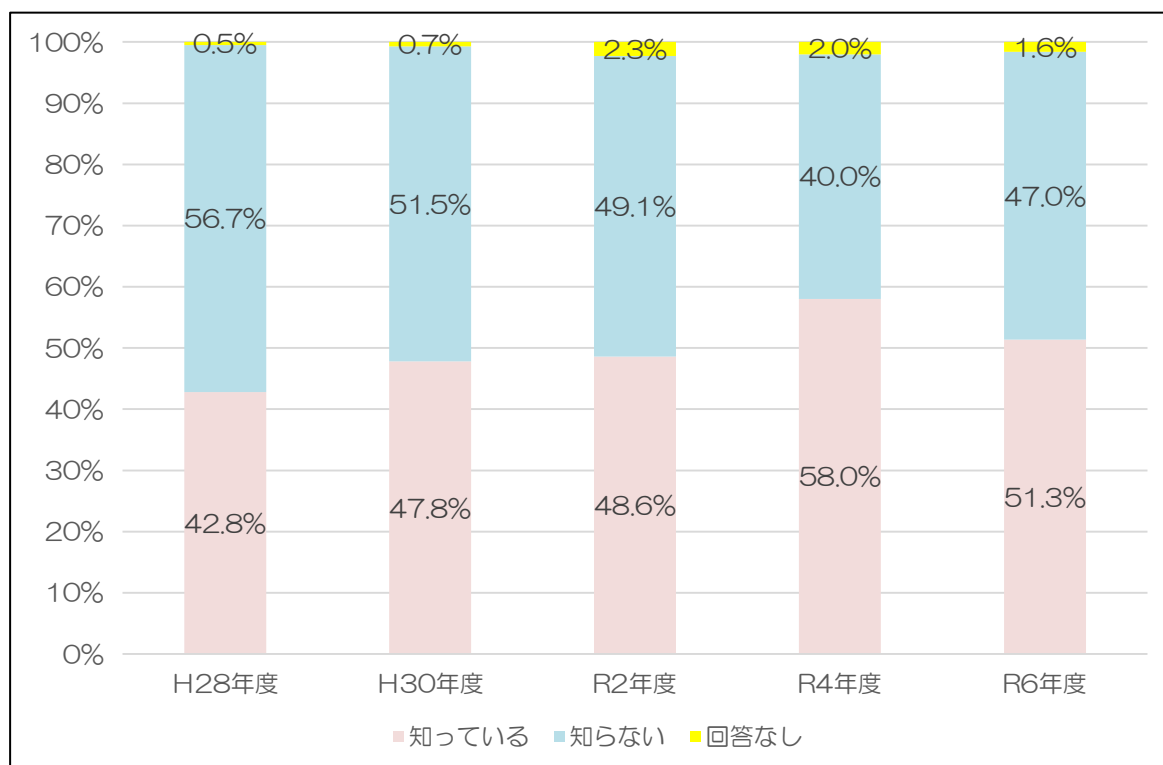
（質問14）（アンケートでの質問や相談）

令和4年度より子どもたちの質問や相談を記入できる箇所をつくりました。スキップに相談や質問をして、返事を希望する子どもたちには名前を記入してもらい、相談室から手紙を出してアドバイスをしたり、質問に答えたりしています。

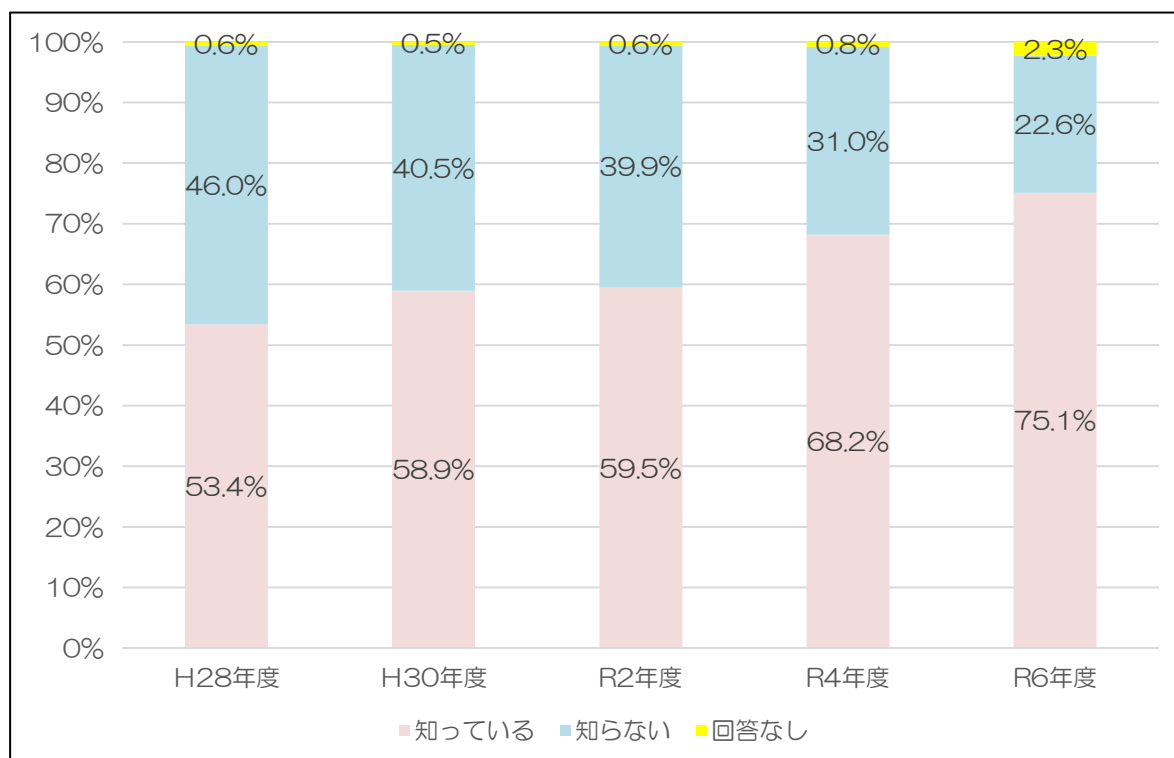
1. 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



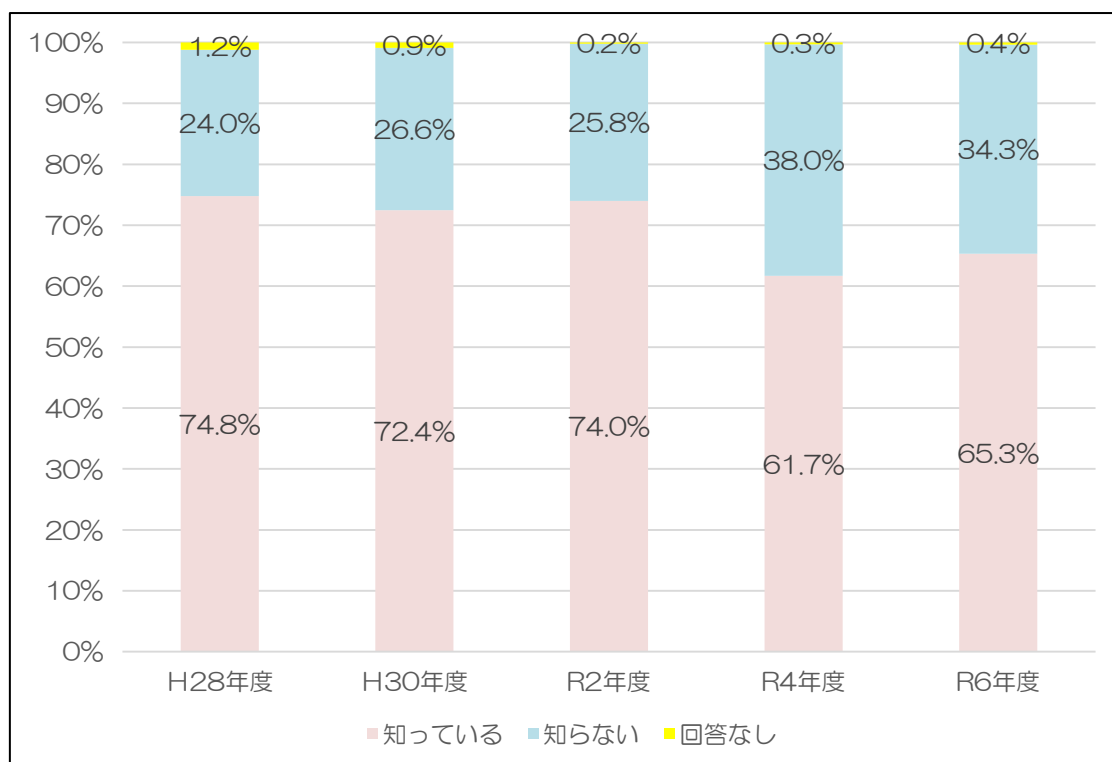
2. 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



3. 「志免町子どもの権利相談室SK'S(スキズ)」を知っていますか？

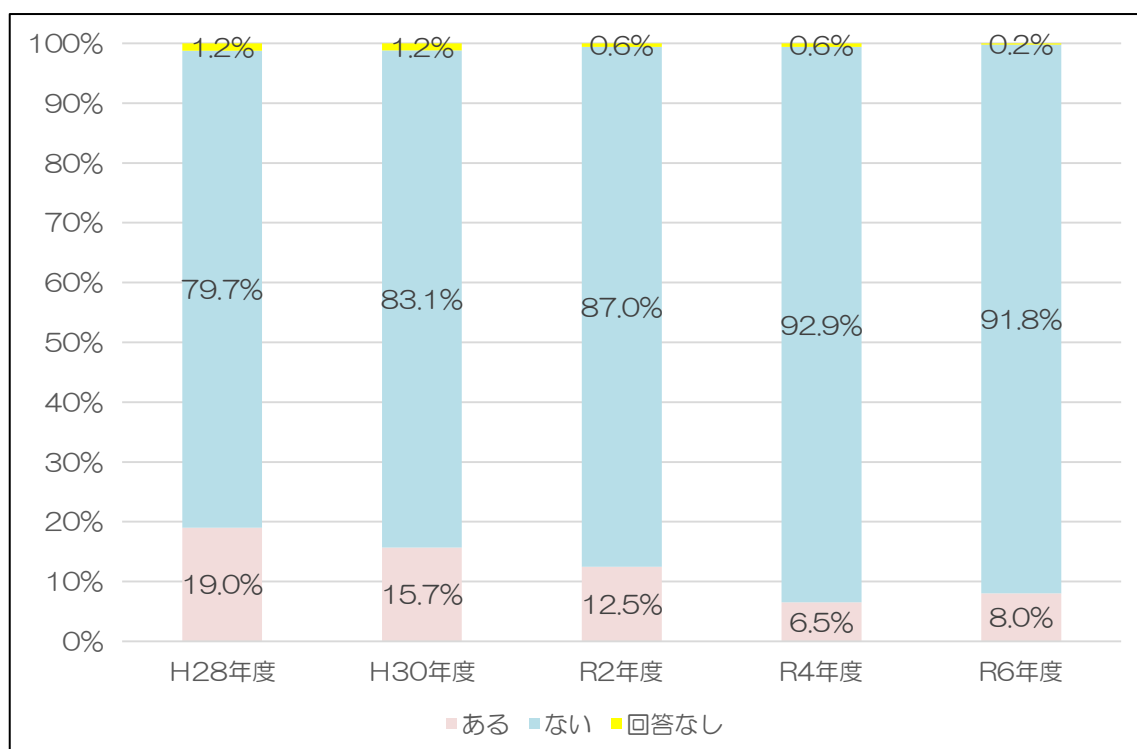


4. 相談室SK'S(スキズ)がシーメイトにあることを知っていますか？

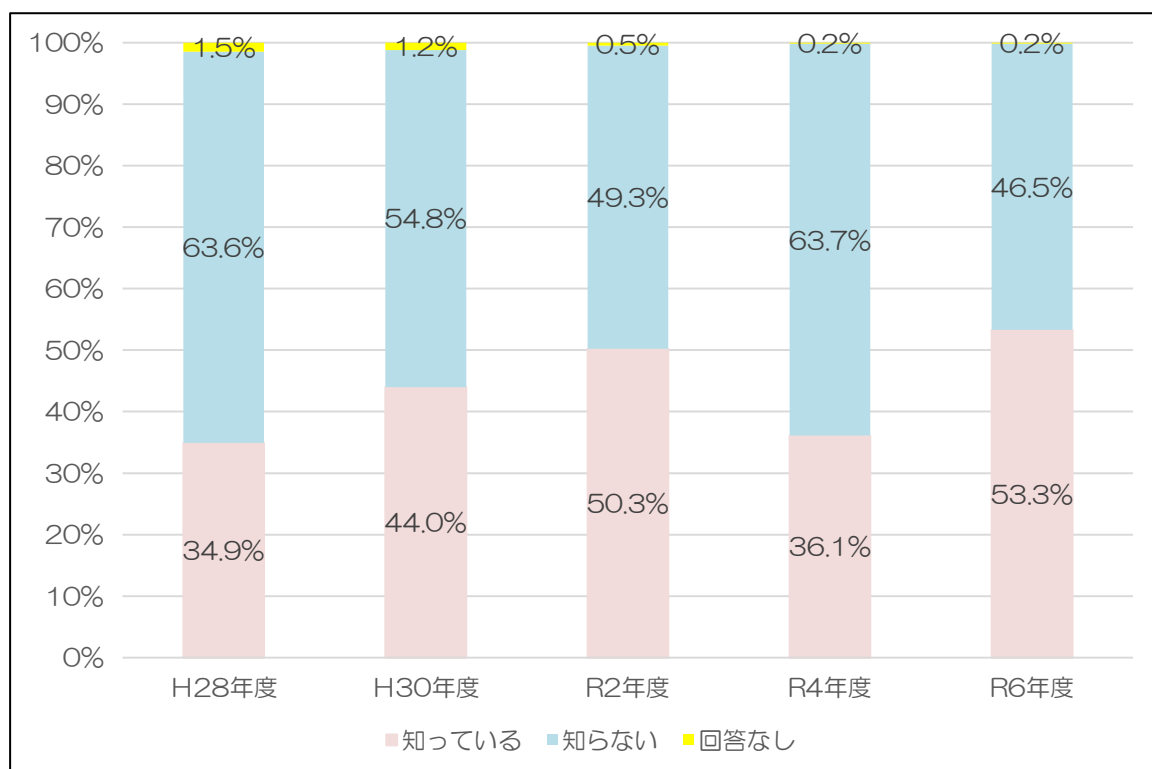


(注) スキズは平成 21 年度からシーメイトに移転しています。

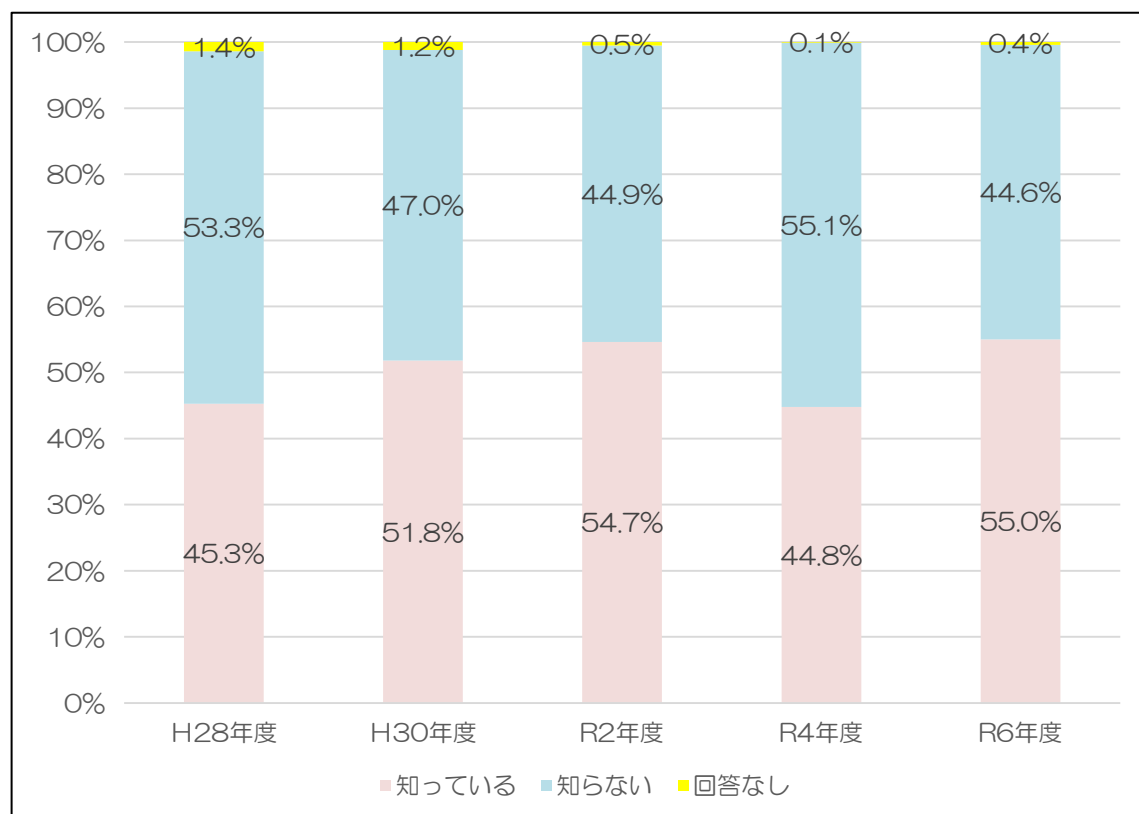
5. シーメイトの相談室SK'S(スキズ)に、行ったことや、電話したことがありますか？



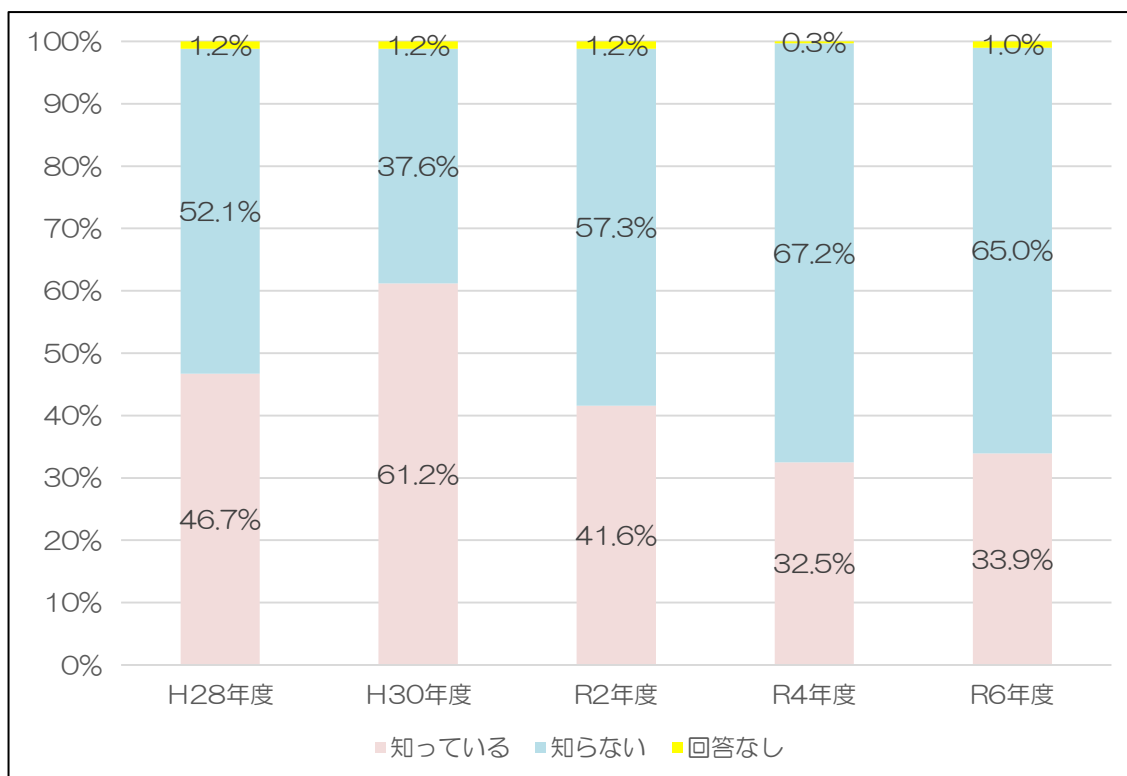
6. 相談室SK'S(スキーズ)は、名前を言わずに相談できることを知っていますか？



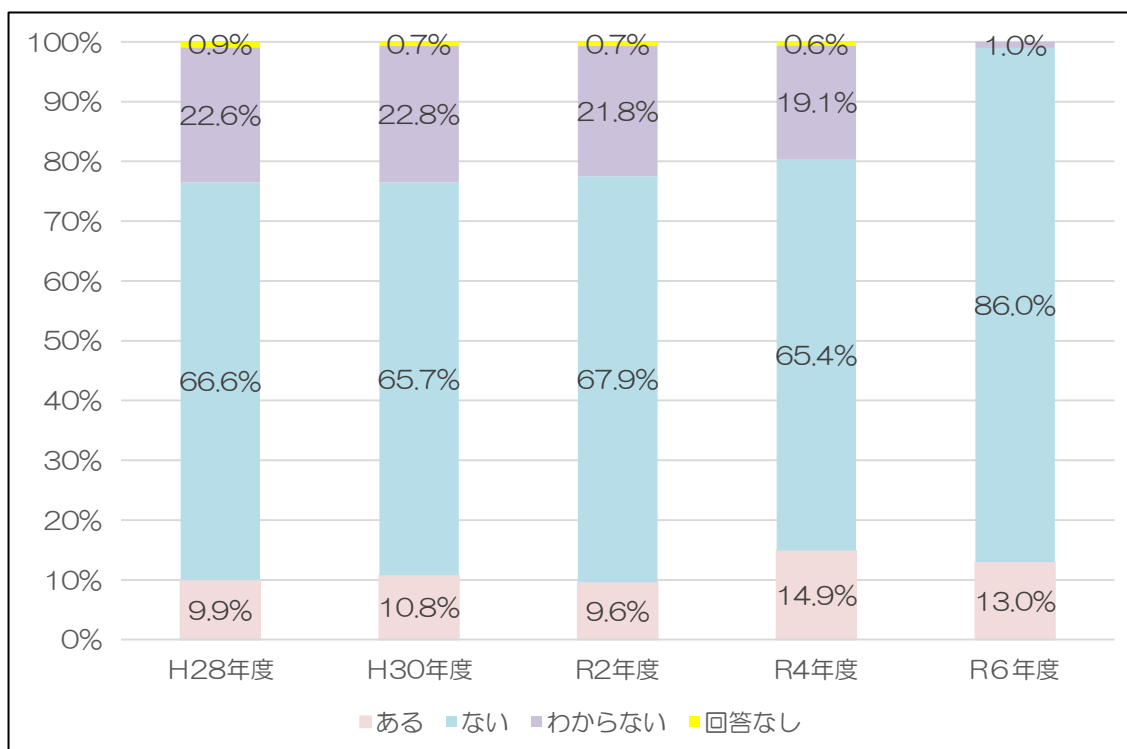
7. 相談室SK'S(スキーズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話相談ができることを知っていますか？



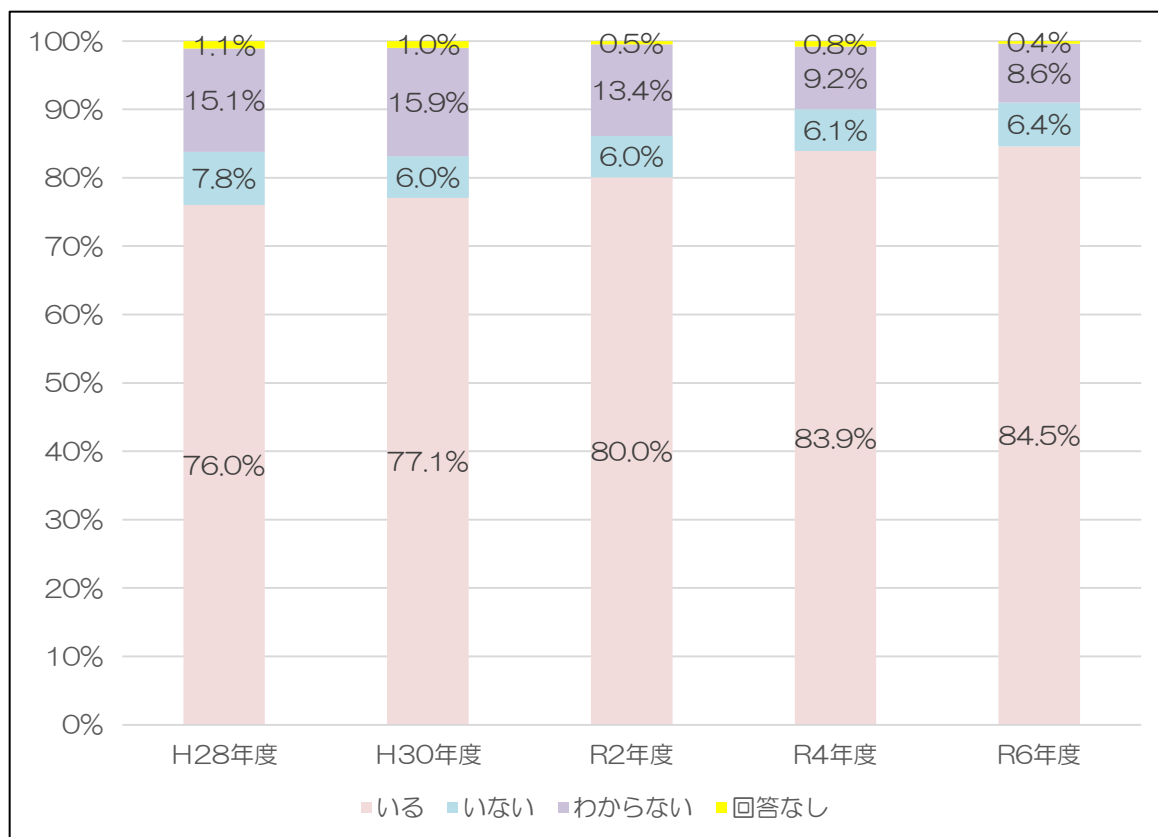
8. 相談室SK'S(スキズ)には、救済制度(困って、助けてほしいと思った時に、みなさんと一緒に解決をめざす制度)があることを知っていますか？



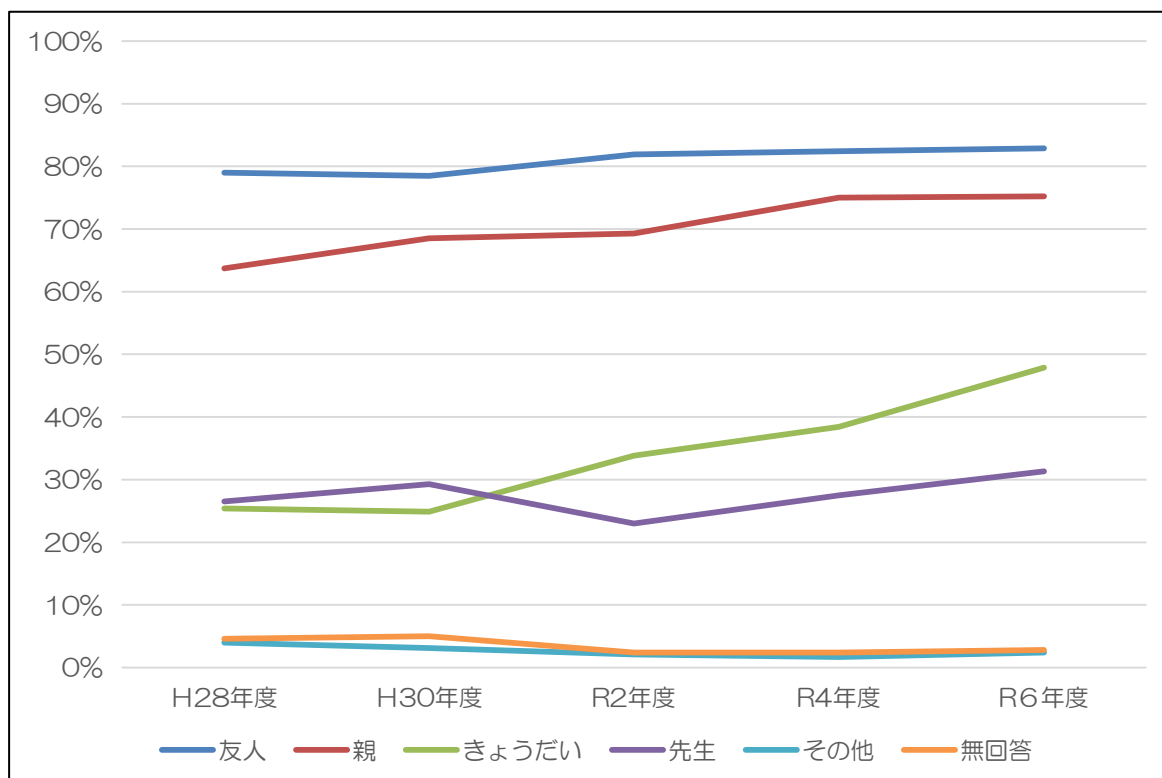
9. あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？



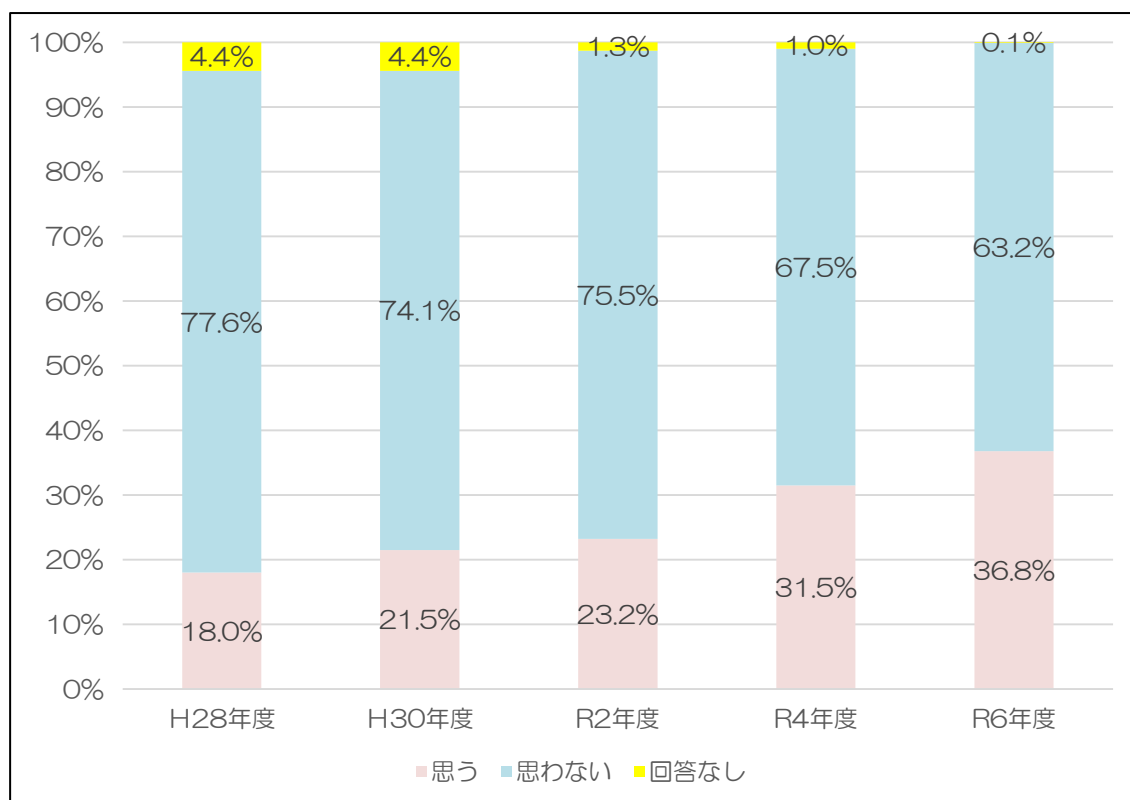
10. あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？



上の質問10で「いる」と答えた相談相手の内訳の割合



11. もし悩みがあるときは、相談室SK'S(スキッズ)に相談しようと思いますか？



6 研修

◎相談員研修

- 4月30日（火）、5月2日（木）、5月13日（月）、5月24日（金）、
5月30日（木）
児童福祉司任用前講習会
- 7月6日（土）～10月31日（木）
2024年度 子ども意見表明等支援員養成「基礎講座」 オンデマンド受講
- 9月14日（土）
志免町小中学校PTA 教育講演会
「生きづらさを抱える子ども・若者の理解とその支援」
- 2月22日（土）
全国自治体シンポジウム2024 名古屋市 オンライン参加



Ⅲ 活動を振り返って

「管理をしたがる大人」



子どもの権利代表救済委員 圓入智仁

いま、親や教師などを含めた子どもに関わる多くの大人は、意図的にも無意図的にも、子どもを管理する傾向にあるように思います。もちろん、いつ、誰が、どこに行き、何時ころ帰ってくるのかを保護者として把握するのは当然です。子どもに渡した「お小遣い」の使い道を把握することも、重要です。これらは子どもがトラブル、事件や事故に巻き込まれないように、ケガをしないようにとの配慮です。

他方で、子どもに渡したスマートフォンの使い方、SNS への子どもの投稿内容について、「子どもとしっかり話をしていますか」と問われたとき、困ってしまう保護者も多いように思います。

「子どもの自主性に任していますので…」、「自分は子どものことを信用していますから…」と言い、しかし、いざ SNS などに起因するトラブルが生じたとき、学校にその解決を求める保護者もいると聞いたことがあります。肝心なところで、保護者としての責任を果たしていないように思います。

学校に目を転じてみると、いずれも町外の事例ですが、休み時間に校庭でのボール遊びを禁じている小学校があります。ボールが敷地外に出ていたり、異なる学年が同じ場所でそれぞれにボール遊びをすることで、ケガが生じる危険性があったりすることが、その理由だと思います。授業では学校で配布するパソコンやタブレットを通して、即座に自分の考えを送信し、クラスで共有することまで、子ども達に求めていることもあると聞きます。誰がどう考えているのか、把握する必要があることはわかります。ただ、送信と共有の必要性については、送信しない、共有しない自由を含めた検討が必要です。

学校で配布するパソコンやタブレットを通して、子どもたちの悩みや相談を受け付ける仕組みを導入するという提案を、聞いたことがあります。「自分に配布されたパソコンなどを使って、匿名で相談できるので、子どもたちとしても安心です」とのことでした。それが全く匿名でないことは、子どもたち自身がよく知っています。誰がどのパソコンを使って、誰とどのような情報をやり取りしているのか、すべて第三者が把握できるのは、自明の理です。

さて、私は小学生の頃、学校の用務員さんに、中学校や高校では売店や食堂の「おばちゃん」に、話を聞いてもらい、相談に乗ってもらっていました。高校卒業後に進学した大学を決めたのも、食堂のおばちゃんのアドバイスが決め手でした。

情報化社会と言われる、今を生きる子ども達が求めているのは、まさにこのような、学校の先生や親とつながっていない(と思う)、大人が存在だと思っています。学校や家庭からは独立した立場で、自分の話をゆっくり聞いてくれる大人、そして、自らが抱えている問題を真剣に考えてくれる大人です。

私たち、志免町子どもの権利救済委員と志免町子どもの権利相談員は、コロナ禍以降、志免町内すべての小学生を対象として、「お手紙交換」を行っています。また、町内のすべての中学生とも、子どもの権利条例に関するアンケートへの相談などの記入に対する返信を渡しています。

子どもたちからの手紙やアンケート回答と、それに対する返信はいずれも密封していますので、仲介してくださる各学校の先生がたは内容を読むことができません。また、相談以外のお手紙や記入にも返事を出しますので、誰が相談を書いたのかということすら、学校の先生にはわかりません。

幸い、志免町内の小中学校の管理職を含めた先生方は、このような救済委員や相談員の立場を十分にご理解くださっています。学校の先生方は、小学校の「お手紙交換」や、中学校のアンケート調査における、子ども達の記述内容を知ることができません。それにもかかわらず、これらを通して子どもの相談が来たとき、管理職の先生方が上手に子どもを呼び出してくださいます。それにより、私たちは子ども達から話を聞くことができます。もちろん、この面談の後、先生方が私たちに相談の内容をお尋ねになることもありません。このようなご配慮はとてもありがたいことです。

子どもたちが手書きしてくれる文章の中には、何度も書いては消しゴムで消し、さらにまた書くことを繰り返している様子がうかがえるものもあります。筆圧の強い文字、あるいは弱い文字といった書き方からも、それぞれの子どもが、どのような気持ちで手紙や回答を書いているのかを想像できます。これらは決して、デジタルの手段では伝わらない、子どもたちの言外の気持ちを把握することにつながります。まさに、アナログならではのことと言えるでしょう。

また、私たち子どもの権利救済委員と、子どもの権利相談室の相談員は、学校や役場とは独立した立場で、子どもたちの秘密を守り、子どもたちの権利を救済する活動に取り組んでいます。子どもたちとは「秘密を守る」ことを約束した上で、いろいろなお話や相談を聞いたり、書いてもらったりしています。もちろん、学校の教員や役場の職員と情報共有しませんし、子どもや保護者から、そのような疑いを持たれないように、最大限の努力をしています。

私たちは相談内容や相談の事実すら秘匿し、問題の解決に取り組む大人でありたいと考えています。だからこそ、子どもの権利相談室は、町役場ではなくシーメイトに設置され、専用の電話番号を持っています。そうして町役場や町教育委員会からも、独立性を保っています。

これらの取り組みに加えて、町内各中学校での子どもの権利救済委員による「子どもの権利に関する講演会」の実績もあり、志免町内のほとんどの中学生が子どもの権利相談室の存在を認知してくれています。子ども達が、顔の見える、顔のわかる相談相手として、私たちを受け入れてくれていることを実感します。これからも、志免町の子どものために、子どもの声や文章を適切に管理できる大人であり続け、そうして子どもの権利保障のために、子どもの権利救済委員、そして子どもの権利相談室として、行動し続けたいと考えています。

町民のみなさま、関係各機関におかれましては、引き続き、子どもの権利救済委員と子どもの権利相談室の活動に、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私事ながら、3期9年間続けた子どもの権利救済委員を、今年度をもって退任することになりました。忘れもしない令和6年12月17日、救済委員の業務として相談室を訪問した時に、別室で待機していた子育て支援課の管理職から呼び出され、今年度末の任期満了をもって退任することを求められました。12月13日までの町議会の12月議会が終了した直後のタイミングでした。次の議会は3月であり、例年、その3月議会で次の任期の子どもの権利救済委員を議会が同意することになっていました。

その時、志免町には「みんなの参画条例」があり、この条例によって町内の各種「委員」は在任期間として 10 年を超えることができないとの説明を受けました。その条例を私は初めて聞きましたが、そのような条例があるなら仕方がないと、一旦は思いました。

ところが、その条例は平成 24 年に制定されたものであるにも関わらず、私たちにはその時点まで、一切知らされていませんでした。そればかりか、この条例の目的や対象と、子どもの権利救済委員の活動は全く合致しないこと、これまでも 10 年を超えて在任している子どもの権利救済員がいることなど、大いに矛盾を感じ、疑問が湧いてきました。

この条例の目的は、「町民と行政とが情報を共有し、住民参画に関する基本的な事項を定めることにより、町民の行政への参画を推進すること」（志免町みんなの参画条例第 1 条）です。私は志免町に居住していませんし、通勤もしていません。すなわち、同条例第 2 条第 1 項の言う、町民やそれに準じる立場ではありません。私が条例の対象外であることは、明白です。

さらに、同条例第 6 条第 1 項各号が指定する「住民参画の対象」のいずれにも、子どもの権利救済委員の職務は該当しません。その「住民参画の対象」とは、町の基本的な計画、政策、憲章、方針などに関すること、町民の義務や権利に関すること、大規模な町の施設に関すること、そのほか町民の生活に重大な影響を及ぼす制度に関することです。子どもの権利の救済という個別具体的な活動は、これらの「基本的な」町の仕組みを決めることの、どれにも当てはまりません。このことも、誰が読んでも明々白々です。

また、この「みんなの参画条例」がありながらも、子どもの権利救済委員の中には 12 年間にわたって務めたり、18 年目を迎えたりしている委員がいます。つまり、10 年で退任（私の場合は 9 年ですが）させるという発想は、最近になって出てきた新しいもののなのでしょう。

これらのことについて、私たちは子育て支援課に対し、年度末の 3 月まで、ずっと説明を求めてきました。しかし、課としては議会や町長に言及して論点をずらすなど、まともな回答をしませんでした。私たち子どもの権利救済委員に、思いつきのように「みんなの参画条例」を適用する子育て支援課の姿勢には、きわめて強い不信感を持ちます。

私は何も、子どもの権利救済委員の任期を継続させてほしいと訴えているわけではありません。しかるべきタイミングで、次の方に交代する必要性は十分に認識しています。今回の問題は、その手続きにあります。子どもの権利救済委員という志免町が持つ素晴らしい仕組みの事務局を務める担当課が、十分な説明もないまま（十分な説明ができないまま）、私たちを退任させる現状を、とても憂えています。

加えて、私たちは後任の子どもの権利救済委員の選定に全くかかわっていません。数名の候補の提示すら、機会がありませんでした。これも、人選に関わりたいと申し上げているではありません。第三者性、独立性を意識すると、現任者がある程度、人選へのかかわりを持つ必要があると考えています。

志免町子どもの権利条例第 22 条は、「町は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。」と、その独立性を高らかに謳っています。子どもの権利救済委員をも、町は管理したがっていると考えるを得ません。いずれにしても、一連の出来事の是非についての判断は、志免町民のみなさんに委ねたいと思います。

私は子どもの権利救済委員を務めるまで、志免町に全く縁もゆかりもありませんでした。町の地理すら、十分な知識を持ちませんでした。それでも、3期9年の間、志免町で多くの子ども達の生の声に接し、多くの学校の先生方にご協力をいただいて、務めることができました。私自身の児童福祉、学校教育や社会教育に関する知識をフル活用しました。関係各位に対し、この場をお借りして心より御礼を申し上げます。

「独立性をどう守るか」―危機に際して気づくその重要性―



子どもの権利救済委員 調 優子

一年に一度、年度を終えて振り返るときにこの報告書を書くのですが、今回で 18 回目になります。私は条例が制定された当初から在任しているので、私の任期も条例と同じ 18 年目を終えたことになります。気付けば 0 歳が成人になるほどの月日が経ちました。

18 年の間、試行錯誤を繰り返して、様々な困難も経験して、少しずつ『志免町のスキップ』らしさ、アイデンティティを確立してきたように思います。そういったプロセスを報告書に記載してきましたが、（実は県外で同様に条例をもつ自治体には知られた存在でしたが）これまで私たちの活動は、関係する方以外には、なかなか注目されることはなかったかもしれません。でも今年度は特に、スキップの活動が大きく関心を集めた出来事が二つありました。

一つは、第 19 回マニフェスト大賞 政策・まちづくり部門での受賞です。コロナ禍をきっかけに始めたお手紙相談に手ごたえを感じて、コロナ禍が明けても続けていたところ、もっとたくさんのお手紙が子どもたちから届くようになりました。お返事を書くのが大変にはなりましたが、みんなの心にちゃんと届いているような気がして、とても嬉しく、この取り組みを今後も大事にしたいという思いで、マニフェスト大賞に応募しました。子どもたちがこんなに応えてくれていることを知ってもらい、その声にもっと耳を傾けてくれたらと思ったのです。圓入先生の提案で初めて存在を知ったマニフェスト大賞は、熱い思いを持った日本全国の自治体が、お互いを高め合うべくそれぞれ自慢の取り組みを報告しあうというものです。その中でも特に注目すべき取り組みについては、審査員によって、エリア別に大賞が複数選ばれます。その年は 3000 件以上の応募があり、30 倍を超える倍率の中、なんとエリア別大賞の一つに選ばれました。何よりうれしかったのは、選ばれた理由に、子どもたちと手書きの手紙交換をしていることが、子ども支援としてとても評価できると書かれていたことでした。メールや、学校のタブレットを使うなどするともっと手軽にできるのかもしれませんが。しかしスキップは公開しているメールアドレスや SNS アカウントがありません。責任をもってすぐ対応できませんし、思いが伝わりにくい気がするからです。また、学校のタブレットだと、どの端末を使うかで利用者が学校に特定されます。そうすると秘密を守るという約束は難しくなります。スキップと子ども直通のお手紙交換だからこそできることに注目していただけて、志免町の子どもたちに、「みんな、やったよ！」と大声で伝えたい気持ちになりました。

もう一つは出張スキップや手紙交換の様子を、NHK 福岡に取材放送していただいたことです。記者の方が関心を持って、熱心に条例のことを学んでくださったので、不安なく取材が進み、安心して放送日を迎えることができました。また、放送を拝見して、ちゃんとわかってもらえていたのだと実感しました。今年度の全国自治体シンポジウムで柳先生が登壇の際その報告をされたところ、会場中から感嘆の声があがるほど大きな反響がありました。子どもたちと一緒にこの取り組みを続けてきてよかったと心から思いました。

これで一層、地道に、でもとても大事なことを安心して続けていけるかなと思っていましたが、そうはいかなくなりました。私と圓入先生の任期は更新されず、今期までで終了ということになってしまいました。これまで委員の意思で決めていた継続の有無や後任の選任などについても、議論の余地さえ作られず、その時改めて、相談室の独立性が薄氷の上にあったことに気づかされました。

スキップや救済委員は、学校や役所などの公的機関から独立しているからこそ、公的機関に対して意見を言ったり、改善を要求したりすることができます。第三者だからこそ、子どもたちから信じてもらえ、相談してもらってきたのです。独立性があったからこそ培ってきた信頼は、簡単に足元を掬われるものなのだ、と痛感しました。しばらくはそう思い失望していましたが、条例は変わらずあって、子どもたちの権利を守ると宣言し続けています。18年前、大学病院の小児科で心理士として働いていた頃、突然外来に志免町役場から電話があり、子どもの権利条例ができること、その委員になってほしいとの連絡を受けました。当時私は、日々、不安や苦しみを抱える子どもや保護者の話をきき、虐待などの対応に追われ、子どもをどうやったら守れるのだろうと葛藤していました。そんな中、子どもを尊重し、権利を守る仕組みを明記した条例ができるという話を聴き、それが本当だったらどんなに素晴らしいか、とすぐには信じられないほどでした。でも本当にその条例は制定されていて、相談室も始動し、子どもの権利が侵害されている可能性があれば、改善のために実際に行動することもできました。全国シンポジウムに行くと、同じ思いを持っている大人がたくさんいることも知りました。そして全国の中でも、志免町の子どもの権利条例は、推敲されて愛情をこめて作り上げられた美しいもので、携わることができ、誇らしく思っていました。独立性も完全に失われたわけではなく、また培っていただけるのでは、と願いも込めて今はそう思っています。

お手紙相談やアンケートに書かれた相談からは、姿は見えないけど、一人で心いっぱい悩んでいる様子が目に浮かぶようで、不思議と近くに感じられる気がしました。伝わってくる気持ちに寄り添い、少しでも力づけたいと願いながらお返事を考えていました。

お手紙をくれた皆さん、スキップに来てくれた皆さん、スキップの存在を知っていてくれる子どもたち、これまで本当にどうもありがとう。そしてこの状況を心配してくだっただけの方々、皆様の勇気と優しさにどれほど救われたでしょうか。権利を守ろうとしてくださる方がいると、こんなにも心強いものなのか、ということも実感できました。心から感謝致します。本当にありがとうございました。

臨床経験や知識を総動員して臨んだ日々でした。これから実際には何もできないけど、志免町の子どもたちをずっと応援しています。みんなに一人じゃないよと知ってほしいです。世の中は、思いどおりにいかないことがたくさんです。でも分かってくれる人もたくさんいます。だからこれからも声を届けてください。

皆さんの今後の、平和で幸せであるよう祈りつつ、最後の挨拶とさせていただきます。今までありがとうございました。



「私たちのこと～子どもの権利救済機関について」

子どもの権利救済委員 柳 優香

2007年に九州で初めて、この志免町に子どもの権利条例が制定され、子どもの権利相談室（スキップ）が設置されました。それから18年、志免町子どもの権利条例とスキップも生まれて18歳の大人になりました。

町の小中学生の皆様には出張スキップ等を通して私たちのことをだいぶ知って頂けるようになりましたが、まだまだ知らない人もたくさんいると思います。そこで、私たち子どもの権利相談室・権利救済機関とは何なのか？どのような役割があるのか？あらためて、私たちのことについてお伝えしたいと思います。

まず、相談室には、志免町に住んでいたり、志免町の学校に通っていたり、志免町に関係する子どもの権利侵害に関する相談であれば、子どもでも、大人でも誰でも相談ができます。権利侵害というと難しく感じるかもしれませんが、辛いこと、悲しいこと、困ったこと、腹が立ったこと、もやもやしたこと、どんなことでも権利侵害に関わる可能性があるのです。まずは話を聞いてほしいと思ったら何でも相談をしてみてください。

また、小学生の皆さんとは年に数回お手紙交換をさせていただいています。相談だけではなく、日頃感じていること、楽しいこと何でもいいのでたくさん声を聴かせてください。一人一人丁寧にお返事を書きます。志免町の子どもの権利条例やその元になった子どもの権利条約には、子どもには意見を聴かれる権利があることが規定されています。意見を聴かれるのは子どもの権利ですし、それを聴くのは大人の義務です。皆さんの声が聴けることが私たちの励みになりますし、皆さんと心の距離が近くなる気がしてとても嬉しく思っています。これからも皆さんの声を聴き続けていきたいと思っています。

また、相談を受けた後、どうしたらその相談内容の解決ができるか一緒に考えて、解決のお手伝いをします。例えば、学校のことで困っている場合、学校にそのことを伝えて、間に入って調整をしたり、困らせている相手に気持ちを伝えるお手伝いをしたりもできます。相談者が希望すれば、「救済の申立て」をしてもらい、申立ての内容を審査して、必要な調査をして、相手に勧告をするなどして改善を求めることもできます。

また、相談を受けて、私たち救済委員が、相談をした人以外にも同じようなことで困っている人がいるかもしれないと思った場合、解決をして欲しいけれど自分が相談したことが分からない形で解決する方法を考えてほしいという場合等に、必要に応じて救済委員自らの判断で調査などをする場合もあります（自己発意）。例えば、毎年、志免町の中学生の皆さんにアンケートを取らせて頂いている校則の問題などは、自己発意の調査にあたります。こうした活動を通じて、子どもの権利が守られているかをチェックしたり、新たな権利侵害を予防したり、制度改善を求めていくのも私たちの重要な役割となっています。

以上のような相談・救済活動の他、夏休みのチャレンジ広場、中学校の人権教育学習講演会等に出向いて、子どもの権利の話をしたり、広報をしたりして、子どもの権利の普及啓発をするのも私たちの大切な役割です。まずは、子どもたち自身が自分にどんな権利があるのかを知らなければ、それが侵害されたことはわかりません。また、大人も子どもの権利を知らなければ、子ど

もたちの権利を守ることができません。子どもの権利条約について、内容までよく知っているとした子どもは12.2%、大人は3.7%、聞いたことがないと答えた子どもは32.9%、大人は47.6%という調査結果もあります（公益財団法人セーブザチルドレンジャパン「3万人アンケートから見る子どもの貧困と子どもの権利に関する意識2024」）。まずは、子どもの権利について知り、理解することが大切ですので、そのために必要な活動もしています。

最後に、私たち子どもの権利救済機関は、志免町子どもの権利条例に基づき、志免町により設置されています。しかし、町や地域の団体など、どれにも属さない、独立した第三者機関として、「独立性」（独立性には権限行使、人事、財政等が含まれると考えられています。）が尊重されています。行政からも誰からも影響を受けることなく活動を行うことが保障されることで、公平・中立な立場で子どもたちの権利を守り、安定した活動を続けていくことが可能になります。

全国47都道府県、1700を超える市区町村のうち、2025年4月現在での子どもの権利救済機関の設置数は約60だそうです（子どもの権利条約総合研究所調査より）。志免町はその中で早い時期に、九州で初めて設置され、全国的に見てもとても素晴らしい活動をしていると自負しています。志免町の子どもの権利条例、それに基づいて設置された子ども権利相談室・救済機関をこれからも大切にしていきたいと思っています。その時々や時代によって、子どもたちの置かれた状況やニーズも変化があります。私たちの活動について、もっとこうしてほしいとかこうしたらいいといった意見やアイデアも大歓迎です。相談した内容について秘密は守りますし、子どもの最善の利益を念頭に相談に対応します。ぜひ、一度相談室に来てくださいね。

Ⅳ 資料スキッズ便り・・・31号（小学生用～中学生用）



スキッズ便り



しめまちそうごうくしせつ ない
志免町総合福祉施設シーメイト内

〒811-2202 志免町大字志免451-1



VOL.31

R6・6

こどものみかたマン

HPは
こちらから

みなさんこんにちは。6月からスキッズが小学校を訪問します！スキッズは、
子どもの権利を守るために、みんなの気持ちを大切にしてお話をきく相談室です。

楽しかったことや困っていること、きいてほしいことがあったら、どんなことでも相談
してくださいね。どうしたらみなさんらしくすごせるのか一緒にかんがえます。



たでのすけ

お手紙をスキッズのポストに入れにきてください。ヒミツはまもるので

安心してね♡

きゅうさいいいん そうだんいん
救済委員と相談員のしょうかい



ぼたやまん・ぼたこ

救済委員は、子ども一人ひとりが大切にされるしくみに、とてもくわしい先生です。

【先生たちの子どものころの夢】



えんにゆう先生
だいがく せんせい
(大学の先生)

小さいころはパイロットになりたいと思っていました。それからマラソン選手や
気象予報士、高校では皇宮護衛官、カウンセラーになるのが夢でした。今は大学の
研究者です。飛行機、スポーツ観戦、天気、そして「格好良いこと」への興味が
ずっと持ちつづけています。



しらべ先生
りんしょうしんり
(臨床心理士)

小学校低学年のころは、サンリオショップの店員になりたくて、それは好きなものに
囲まれて楽しそうだったからです。中学生ではスチュワーデス（CA…キャビン
アテンダント）にあこがれました。いろんな国に行けるのも、みりよく的です。人の
心のしくみがわかる心理学は面白そうと思い、それが今の仕事につながっています。



やなぎ先生
べんごし
(弁護士)

幼稚園のころは、先生にあこがれて幼稚園の先生になりたいと思っていました。
小学生からは、マンガ家、ファッションデザイナーにあこがれて、少女マンガを
読んだり絵をかいたりしていました。中学生の時に観たドラマの影響で、今はあこ
がれていた弁護士になりました。今の夢は。。。ヒミツです(*^*)



【相談員の紹介】

相談員は、みなさんとお話をしたり、あそんだりすることがだいすきなやさしい相談相手です。



くらたに
倉谷
相談員



もちまる
持丸
相談員



ともつな
友綱
相談員

近くに相談する相手がいないときは、スキップに電話をしたり、遊びに来たりしてね。あなたのお話を一生懸命にきいて、あなたといっしょに考える相談員がまっています。

スキップは<シーメイト>の1階にあります!(^^)!



ぼたやまん・ぼたこ

相談室は、相談したり、遊びにきたりできる場所です。気軽に来室してくださいね。

スキップ (シーメイト内1階)

(火曜・木曜)・・・13:00～19:00

(土曜)・・・10:00～17:00

相談室



しめえ～

電話0120-928-379 (フリーダイヤル・相談は無料)

(中学生)



しめ まち そうごう ふく し し せ つ
志免町総合福祉施設シーメイト内

〒811-2202 志免町大字志免451-1

スキッズ便り



しめえ～

VOL.31

R6・6



HPは
こちらから

こんにちは、スキッズです！(*～*)
新しい学年になって、みなさんはどんな風にすごしていますか？
こまったり、なやんだりするときもあるよね。

スキッズは、みんなの気持ちを大切にしながら、おはなしをききます。
そして、あなたらしくすごせるように、どうしたらいいか一緒に考えるよ。
ひみつは守るから安心してね。1人でなやまないで相談してね。

♡いつでも

みんなの
来室や電話を
まっています！



救済委員と相談員のしょうかい



ことのみかたマン

救済委員は、子ども一人ひとりが大切にされるしくみや方法のことに、
とてもくいしい先生です。

【先生たちの子どものころの夢】



えんにゆう先生
(大学の先生)

小さいころはパイロットになりたいと思っていました。小学校低学年の頃はマラソン
選手、中学生の頃は気象予報士、高校では皇宮護衛官、カウンセラーか研究者になる
のが夢でした。今は大学の研究者です。飛行機、スポーツ観戦、天気、そして「格好
良いこと」への興味は続いています。



しらべ先生
(臨床心理士)

小学校低学年のころは、サンリオショップの店員になりたいくて、それは好きなものに
囲まれて楽しそうだったからです。中学生ではスチュワーデス(CA…キャビン
アテンダント)にあこがれました。いろんな国に行けるのも、みりよくです。ひと
の心のしくみがわかる心理学は面白そうと思い、それが今の仕事につながっています。
好奇心が原動力になっているのは今も変わりません。



やなぎ先生
(弁護士)

幼稚園のころは、先生にあこがれて幼稚園の先生になりたいと思っていました。
小学生からは、マンガ家、ファッションデザイナーにあこがれて、少女マンガを
読んだり絵をかわいたりしていました。中学生の時に観たドラマの影響で、今は
あこがれていた弁護士になりました。今の夢は。。。ヒミツです。



【相談員の紹介】

相談員は、みなさんとお話をしたり、あそんだりすることが
だいすきなやさしい相談相手です。



くらuchi
倉谷
相談員



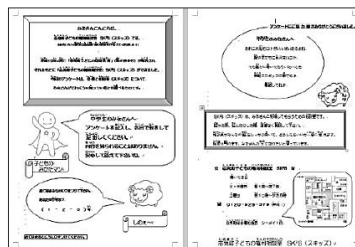
もちまる
持丸
相談員



ともな
友綱
相談員

【お知らせ】

中学生アンケートは、
志免東 中学校は、6月、志免中学校は、9月にあります。
みなさんの気持ちや思い、スキップに伝えたいことを、
書けるところがありますよ。お返事を書いてほしい子は、
スキップからお手紙を書きますよ。
みなさんの声を聴けることを、心待ちにしています。



中学生アンケート



ほたこ・ほたやまん

相談室は、相談したり、遊びにきたりできる場所です。気軽に来室してくださいね。

スキップ (シメイト内1階) 相談室

(火曜・木曜)・・・13:00～19:00

(土曜)・・・10:00～17:00

電話0120-928-379 (フリーダイヤル・相談は無料)



たてのすけ



スキッズ便り



しめまち総合福祉施設シーメイト内
〒811-2202 志免町大字志免451-1



ぼたやまん・ぼたこ

VOL.32
R6・12

HPは
こちらから



こどものみかたマン

ほうもん
訪問スキッズでの
こころあたてがみ
心温まるお手紙を
しょうかいします！



しめえ～

スキッズは、しめまちしょうがっこうほうもんなか
志免町の4つの小学校へ訪問します。そんな中、いただい
すてきてがみしょうかい
たステキなお手紙を、みなさんに紹介しますね！

まも
「お守り」の中には『スキッズのみなさんは、みんなを笑顔にする【力】
えがおちから
がある』『そうだんがあったら、アドバイスや気持ちによりそってくれる』

はい
などのメッセージが入っていました。とてもうれしいです！みなさん、い

おうえん
つも応援してくれてありがとう！スキッズは、みなさんに元気をプレゼン

やくめ
トする役目なのですが、みなさんからも元気をたくさんもらっています♡

たの
これからも、みなさんと楽しくお話ししたり、いっしょに考えたりする

スキッズでいます。どうぞよろしくおねがいします💕



たてのすけ

てがみ
みんなとお手紙こうかんやお話し

はな
できることを楽しみにしています！！

スキッズの
みなさんへの
おまもり♡
(ぜひ、
うけて下さい!!)

てづく
手作りのお守り♡

きもだめし



『ディズニー』の生みの親 ウォルト・ディズニーが残した名言

If you dream it, you can do it.

夢見ることができれば、それを実現できる



大切なのは、あきらめずに夢を持ち続けること

みなさんの夢や好きなことは、なんですか？
考えるとワクワクしますね。みなさんの夢や、楽しいこと、困っていることを、お話ししたい時はスキップに電話や遊びに来てね。みなさんといっしょに考える相談員が待っているよ♡

相談室は、相談したり、遊びにきたりできる場所です。気軽に来室してくださいね！

スキップ相談室（シーメイト内1階）開室日時

（火曜・木曜）・・・ 13：00～19：00

（土曜）・・・ 10：00～17：00

電話0120-928-379（フリーダイヤル・相談は無料）



しめえ～

(中学生)



スキッズ便い



しめまちろうふくしせつ
志免町総合福祉施設シーメイト内
〒811-2202 志免町大字志免451-1



ぼたこ・ほたやまん

VOL.32
R6・12

HPは
こちらから

しめ ちゅうがっこう 志免 中学校のみなさん、こんにちは！ スキッズです。中学生アンケートの記入ありがとうございました。皆さんが書いてくれたアンケート、しっかり読んでいますよ！！ みんなからのスキッズへの質問や相談などで、名前を記入してくれた人には、スキッズからお返事を出していますが、名前は記入していないけれど、質問や相談をしてくれた人もいました。そんなみなさんの質問についてお答えします！

●どうしてもしんどいとき、どうしていますか？



こどものみかたマン

相談してくれてありがとう。こころがしんどいときは、友達や家族など、信頼できる人に話を聞いてもらっています。それでもモヤモヤが残るなら、たとえば自然のある場所で、大声で叫んでみたり、紙に気持ちを書いてスッキリしたり、大好きな映画を見たり、音楽を聴いたり、自分の好きなことをしています。からだがしんどいときは、ごはんをしっかりと食べて、ゆっくり眠って、お散歩をして、休息をします。こころも、からだも、栄養をプレゼントしてあげてくださいね。もし、相談する人がいなかったら、スキッズに、ぜひお話しにきませんか？ ちょっと勇気を出して、来室や電話をしてくれたらうれしいな。お話を聴いて、あなたと一緒に、ほっとできる方法を考えますよ。

●勉強をする意味が分からなくて、やる気が出ない。



しめえ～

どうして勉強をするのか、目的がわからないと、やる気が出ないよね。勉強をした後のごほうびを考えてみたり、高校に入ったら、楽しみなことを想像したりすることも、モチベーションアップにつながります。勉強をすることで、あなたにとっての、いいことを見つけてみてくださいね。目標に向かって、取り組んだ時間は、きっとあなたの大きな自信になりますよ。いつも応援しています！



スキップズ便り



しめ まちそうごうふくししせつ ない
志免町総合福祉施設シーメイト内

〒811-2202 志免町大字志免451-1



ぼたこ・ぼたやまん

VOL.32

R 6・10

HPは

こちらから

しめ まちしゅうがっこう 志免東 中学校のみなさん、こんにちは！ スキップズです。中学生アンケートの記入ありがとうございました。皆さんが書いてくれたアンケート、しっかり読んでいますよ！！ みんなからのスキップズへの質問や相談などで、名前を記入してくれた人には、スキップズからお返事を出していますが、名前は記入していないけれど、質問や相談をしてくれた人もいました。そんなみなさんの質問についてお答えします！

- 授業中さわがしい人がいて、勉強に集中できない。
先生によって態度をかえる人もいて嫌な気持ちになる。



こどものみかたマン

授業中さわがしいと、なかなか勉強に集中できませんね。授業のあり方は、先生が考えながらすすめていっているの、勉強に集中できなくて困った時は、先生にそのことを伝えることができるといいですね。また、先生によって態度をかえている人がいると、嫌な気持ちになるのはよくわかります。もし、あなたと同じように悩んでいる人がいたら、授業中の態度をクラスみんなで話し合っ、みんなで気持ちよく授業を受けれるように、勉強の環境を整えていきたいということを発信していけたらいいですね。

- 部活で、自分が言うことを否定されることが多い。
自分が部活で役に立っているのか不安になる。



しめえ～

部活であなたが言ったことを否定されることが続くと、悲しくなりますね。部活で困っていることや、不安なことがあったら、一人で悩まないで、顧問の先生や信頼できる人に相談してみてください。人に話すことで思わぬ解決策が見つかったり、心が軽くなったりすることがあると思います。また、部活は自分が役に立つことよりも、自分自身が楽しくやれることが大切だよ。もし、相談できる人がいなかったら、スキップズにお話しにきませんか。話を聞いて、あなたと一緒に考えていきますよ。

そうだん 相談をうけてからの流れ



そうだん
相談する

スキッスの相談員があなたの気持ちをじっくり聞きながら、あなたにとって一番いい方法を一緒に考えます。

しあわせに生活することが出来ておらず
子どもが救済を希望・必要とする場合

たすけてほしいとの救済の申し出

かんけいちょうせい
関係調整

スキッスの救済委員が、あなたの希望を聞きながら、あなたの権利侵害の内容や解決方法について、関係する人や機関に話を聞いたり、協力や改善をお願いしたりできます。



かいけつ
解決できたよ！もう大丈夫！

きもだめし



※みんなの秘密は
かならず
必ず守ります！



たてのすけ

スキッス シーメイト内1階 そうだんしつかいしつにちじ
相談室開室日時

（火曜・木曜）・・・ 13：00～19：00

（土曜）・・・ 10：00～17：00

電話0120-928-379（フリーダイヤル・相談は無料）

相談室は、相談したい遊びにきたりできる場所です。気軽に来室してくださいね！



志免町子どもの権利相談室 SK²S (スキッス)

火曜日 木曜日 昼 1 時から夜 7 時
土曜日 朝 10 時から夕方 5 時
0120-928-379 (相談専用)

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免 451-1
志免町総合福祉施設シーメイト内
TEL : 092 - 935 - 1750